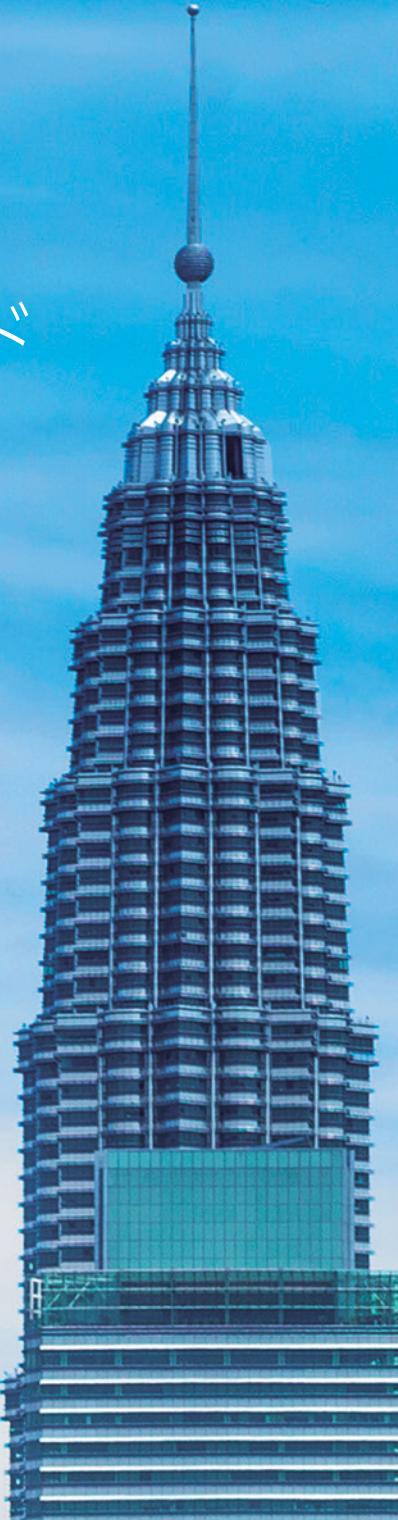




# 2015年度版 マレーシア投資ガイド

KPMGマレーシア





このマレーシア投資案内は、マレーシアに投資またはマレーシアにて事業を行うことを検討されている方々のために、情報提供を目的として、KPMGが発行しているマレーシアに関する諸出版物の1つです。

この投資案内は、マレーシアで事業活動を行うにあたって準拠しなければならない諸法規の要請、並びに税制や諸条件の概略を説明することを目的としています。

本投資案内で説明している情報は全てを網羅するものではなく、またそれを目的としていません。外国での投資や事業に関する意思決定を行う際には、そのプロジェクトに関わる全ての事項を詳細に検討する必要があります。したがって、この投資案内に示すマレーシアの投資環境は、初期段階での意思決定の参考に資するに過ぎません。

自己の事業拡大の機会としてマレーシアに注目している投資家は、専門家による個々の詳細なアドバイスを受けることをお薦めします。

詳細についてのお問い合わせは、下記の日系企業担当デスクまでご連絡ください。

2015年10月

KPMG マレーシア クアラルンプール事務所

Partner: Mok Wan Kong

Partner: Tai Lai Kok

エグゼクティブディレクター: 松木 豊

マネジャー: 松元 勝彦

Level 10, KPMG Tower  
8, First Avenue, Bandar Utama 47800 Petaling Jaya, Selangor  
Malaysia

< [www.kpmg.com/my](http://www.kpmg.com/my) >

電話 03-7721-3388 ( 内線 3107 / 3504)

ファックス 03-7721-3399

E-mail [yutakamatsuki@kpmg.com.my](mailto:yutakamatsuki@kpmg.com.my) / [kmatsuimoto2@kpmg.com.my](mailto:kmatsuimoto2@kpmg.com.my)



## Table of Contents

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| <b>1 社会、政治及び経済の概況 .....</b>  | <b>3</b>  |
| 1-1 社会 .....                 | 3         |
| 1-2 政治 .....                 | 3         |
| 1-3 経済 .....                 | 4         |
| <b>2 事業拠点の構築 .....</b>       | <b>5</b>  |
| 2-1 外国投資規制(現地資本の参加要請) .....  | 5         |
| 2-2 マレーシアへの進出・活動の形態 .....    | 6         |
| 2-3 会社設立手続と運営 .....          | 9         |
| 2-4 支店の登録手続き .....           | 12        |
| 2-5 駐在員事務所 .....             | 12        |
| 2-6 外国人駐在員 .....             | 13        |
| <b>3 法人所得税 .....</b>         | <b>17</b> |
| 3-1 法人所得税制の特色 .....          | 17        |
| 3-2 納税者の区分(居住法人・非居住法人) ..... | 17        |
| 3-3 税率 .....                 | 17        |
| 3-4 賦課年度と基準年度 .....          | 17        |
| 3-5 申告・納税手続 .....            | 17        |
| 3-6 課税所得の範囲 .....            | 18        |
| 3-7 課税所得の計算 .....            | 18        |
| 3-8 グループ会社間の損益通算制度 .....     | 23        |
| 3-9 源泉税 .....                | 24        |
| 3-10 外国税額控除 .....            | 25        |
| <b>4 税務上の優遇措置 .....</b>      | <b>26</b> |
| 4-1 製造業に対する税務上の主要な優遇措置 ..... | 26        |
| 4-2 その他の主要な優遇措置 .....        | 28        |
| 4-3 新たな優遇措置 .....            | 31        |
| <b>5 個人所得税 .....</b>         | <b>33</b> |
| 5-1 納税者の区分(居住・非居住者) .....    | 33        |
| 5-2 税率 .....                 | 33        |
| 5-3 課税年度 .....               | 34        |

|           |   |           |
|-----------|---|-----------|
| 5-4       | 申告・納税手続.....                                  | 34        |
| 5-5       | 課税対象となる所得.....                                | 34        |
| 5-6       | 所得控除.....                                     | 36        |
| 5-7       | 税額控除.....                                     | 37        |
| 5-8       | 預金利子の非課税.....                                 | 37        |
| 5-9       | 非居住者に対する免税.....                               | 37        |
| <b>6</b>  | <b>移転価格税制.....</b>                            | <b>38</b> |
| 6-1       | Income tax (Transfer Pricing) Rules 2012..... | 38        |
| 6-2       | 移転価格ガイドライン.....                               | 38        |
| 6-3       | 事前確認制度 (Advance Pricing Agreement, APA) ..... | 38        |
| <b>7</b>  | <b>間接税 .....</b>                              | <b>39</b> |
| <b>8</b>  | <b>その他の税金.....</b>                            | <b>42</b> |
| <b>9</b>  | <b>租税条約.....</b>                              | <b>44</b> |
| <b>10</b> | <b>税務調査.....</b>                              | <b>46</b> |
| <b>11</b> | <b>税務行政関連.....</b>                            | <b>48</b> |
| 11-1      | 国税当局 (IRB)への事前解説申請 .....                      | 48        |
| 11-2      | 不服申立制度の整備 .....                               | 48        |
| 11-3      | 税関が所轄する間接税に関する不服申立審査機関の設置 .....               | 48        |
| 11-4      | 税関当局との事前確認 .....                              | 48        |
| <b>12</b> | <b>為替管理.....</b>                              | <b>49</b> |
| 12-1      | 非居住者に対する規制 .....                              | 49        |
| 12-2      | 居住者に対する規制 .....                               | 49        |
| <b>13</b> | <b>会計と監査.....</b>                             | <b>51</b> |
| 13-1      | マレーシアの会計原則 .....                              | 51        |
| 13-2      | 法定監査と監査基準 .....                               | 51        |
| <b>14</b> | <b>会社法 .....</b>                              | <b>52</b> |
| 14-1      | 会社の種類 .....                                   | 52        |
| 14-2      | 会社定款の内容 .....                                 | 52        |
| 14-3      | 株式 .....                                      | 53        |
| 14-4      | 株主総会 .....                                    | 54        |
| 14-5      | 取締役 .....                                     | 55        |
| 14-6      | 会社秘書役 .....                                   | 57        |
| 14-7      | 会計監査人 .....                                   | 57        |
| 14-8      | 会社の決算と配当 .....                                | 57        |
| 14-9      | 会社の清算 .....                                   | 57        |
|           | 連絡先 .....                                     | 59        |

# 1 社会、政治及び経済の概況

## 1-1 社会

### ● 人口

マレーシアの人口は約2,995万人（2014年）であり、複数の民族から構成されている。民族構成はマレー系61.4%、華人系19.2%、インド系6.3%、その他13.1%である。

### ● 言語

マレーシアの国語はマレーシア語であるが、ビジネスの場においては英語が使われている。その他、広東語、福建語、中国語、タミル語なども使用されているが、日常生活も含めて広く英語が普及している。

### ● 宗教

マレーシアの国教はイスラム教であり、国民の6割以上が信仰している。ただし、信仰の自由は保障されており、道教、仏教、キリスト教、ヒンドゥー教などを信仰する人々も存在する。

### ● 教育

マレーシアの教育制度においては、義務教育という規定は存在しない。6歳児から就学し、初等教育6年、中等教育5年、大学予科・職業訓練・大学などの高等教育へと続き、初等教育の就学率はほぼ100%である。なお、英語教育は初等教育の段階から実施されている。

### ● 通貨

マレーシアの通貨はリンギットである。1998年以降、対米ドル固定レート制を維持してきたが、2005年7月、中国人民元の切り上げに追随し、マレーシアも通貨バケット制を採用した。2015年前半は、1米ドル3.7リンギット前後、100円3.3リンギット前後で推移していたが、後半以降はリンギット安の状態となっている。

## 1-2 政治

### ● 歴史

西暦1500年代より400年以上にわたりポルトガル、オランダ、イギリスにより支配され、第二次世界大戦中は日本に占領されていた。第二次世界大戦後、1948年にイギリス保護のもとでマレーシア連邦が建国され1957年にイギリスからの独立を果たした。1963年にはシンガポール（連邦参加の2年後にマレーシアから独立）及びボルネオ島の2州（サバ州とサラワク州）が加わり、現在のマレーシアが形成された。

### ● 政治制度

マレーシア憲法は1963年8月に制定され、国王のもと、立法、司法、行政の三権分立が確立されている。国王は世襲制の州統治者（スルタン）の中からスルタンの互選により選出される。

議会は上院と下院から構成されている。連邦議会に加えて、13州それぞれが州議会を有している。

独立後、与党連合である国民戦線がマレーシアを治めており、継続的かつ安定した国家運営がなされている。

## 1-3 経済

### ● 産業構造

マレーシアは原油、天然ガス、錫などの天然資源に恵まれた国である。1957年の独立以降、農業及びハイテク産業などによる輸出及び内需により経済成長を果たしてきた。また、自由主義経済を堅持し、マレーシア国内外の投資家にとって極めて魅力のある環境を整備している。

マレーシア経済は内需及び輸出により成長を続けており、国内総生産(GDP)成長率は一時2009年に1.7%のマイナス成長に転じたものの、2013年には4.7%、2014年には6.0%の高成長を記録した。堅調に伸びる内需に支えられつつ原油価格下落等の影響から、2015年は経済成長率4.5-5.5%をバンクネガラ(中央銀行)は予測している。引き続き6%程度の成長が見込まれる個人消費と好調な輸出部門がマレーシア経済の牽引役となっている。

### ● 政府政策

政治の実権を握るのは下院で議席数は222議席。この過半数を常時、与党連合・国民戦線(BN)が占めている。政治は安定している。与党連合は、最大多数のマレー系(UMNO)を核とし中国系(MCA)、インド系(MIC)、その他から構成されている。首相はUMNOから任命され、1981年から2003年はマハティール、その後2009年3月までアブドゥラ・バダヴィが務め、その後をナジブ・ラザク首相(6代目)が引き継いだ。

マハティール首相時代「ルックイースト政策」が有名であり、欧米に向いていた国民の目を、特に日本に向ける政策が特徴的である。この政策は現在も重視されている。また、アブドゥラ首相が引き継いで就任して以来、地域開発、汚職追放及び人材育成を重要視し、改革を推進してきた。しかし、2008年3月の下院選挙で与党連合は議席数を大きく減らした。その後、ナジブ首相が就任し新内閣を組閣した。ナジブ首相は2008年に発生した世界金融危機に対して、2009年3月10日にマレーシア経済を刺激する目的で600億リンギット(GDPの9%相当)もの追加景気刺激策を発表している。これは、失業率の減少及び雇用機会の創出・国民の負担の軽減・危機に直面している民間部門の支援・将来に向けての経済力の構築を主要な目的としている。

その後、2009年10月にはナジブ首相就任後初の予算案の公表があり、「1MALAYSIA, TOGETHER WE PROSPER」のコンセプトのもとに、高所得経済への推進・全体的かつ持続可能な経済成長・Rakyat(多民族国家における全てのマレーシア国民の意味)の幸福の3つの方針を立てた。

2015年5月にはナジブ首相より「Eleventh Malaysia Plan(11MP)」が公表された。これは、2020年までに先進国との仲間入りを果たすというマレーシアの国家的な目標を実現するための最終5ヶ年計画として位置づけられるものであり、公平な社会へ向けた包括的な前進、国民全ての福祉向上、先進国に向けた人材投資の加速、持続的かつ活気あるグリーン成長の追求、経済発展のためのインフラ強化、更なる成長に向けた経済成長のリエンジニアリングといった6つのアジェンダが掲げられている。

マレーシア政府は中期的に国の競争力を強化していくにあたり、マレーシア国内外の投資家にとって魅力的な投資環境を一層充実させていく方針である。

### ● 外資導入政策

マレーシアは外国からの直接投資を大いに歓迎している。事実、外国からの直接投資によるマレーシア経済への貢献度は極めて高い。この数年ではASEAN自由貿易地域(AFTA)への加盟に続いてニュージーランド、インド、チリとの二国間FTA締結が発効され、今後もトルコ、韓国、EUとのFTAを目指す他、環太平洋戦略的経済パートナーシップ( TPP)の交渉等、FTA戦略が加速している。世界を取り巻く不安定要因にもかかわらず、外国からマレーシアへの直接投資の金額は比較的安定している。

マレーシアへの外国直接投資(FDI: net figure)は、2013年388億リンギット、2014年351億リンギットとなっており、製造業・鉱業が過半を占めている。対外投資を呼び込むため、マレーシア政府は5つの経済成長コリドール(NCER: Northern Corridor Economic Region, SDC: Sabah Development Corridor, ECER: East Coast Economic Region, IRDA: Iskandar Malaysia, SCORE: Sarawak Corridor of Renewable Energy)を設け、多数の多国籍企業を誘致している。

日本との関係においては、直接投資や貿易、技術協力などを通じて緊密な二国関係を築いており、2014年5月現在、約1,410社の日系企業がマレーシアに進出しており(製造業約730社、非製造業約680社)、製造業の約4割を電気・電子産業が占めている。

### ● 為替管理・金融政策・金融市場

低物価上昇率及び低失業率という強いマクロ経済のファンダメンタルズに弾力的な金融政策を運用することにより柔軟な通貨供給を実現し、経済活動を支えている。

## 2 事業拠点の構築

### 2-1 外国投資規制(現地資本の参加要請)

原則、民間企業の外国資本出資比率については、所轄官庁のライセンス・許認可に課された条件による。

#### 1) 製造業

株主資本(払込資本及び剰余金の合計額)が2,500,000リングギット以上またはフルタイムの従業員数が75人以上の会社は、1975年工業調整法(ICA)に基づき国際通商産業省(MITI)に対し製造業ライセンスの申請・取得を義務付けている。製造業ライセンスの申請は、MITI傘下の政府機関であるマレーシア工業開発庁(MIDA)に提出する。MITIのガイドラインによれば、売上の80%以上を輸出している場合、100%の外国資本比率を認めるとされていたが、当該規制は緩和され、2003年6月17日以降の申請については輸出比率、製品種類、業種を問わず外国資本100%による設立が認められた。ただし、2003年6月17日より前の申請による既存会社については、MITIにより設定された旧来の外国資本規制が引き続き適用される点に注意が必要である。ただし、MITIはこのような既存条件について、企業に取り除く申請を認め、ケースに応じて出資比率の引き上げや輸出比率の緩和などを認めている。

なお、株主資本が2,500,000リングギット未満かつフルタイム従業員が75人未満の会社でも、「ICAに基づく製造ライセンスの免除確認書」をMIDAに提出できる。

#### 2) 製造業以外

マレーシア政府は、ナジブ首相の新方針により2009年4月以降、次々と資本規制緩和・撤廃を発表、新規参入の会社について、外国資本100%が認められる産業・分野が広がった。2009年4月22日にサービス産業27分野(健康、社会、観光、運送、ビジネス、コンピューターに関するサービス)で、最低30%のブミブトラ資本の保有を求める規制を撤廃した。2009年4月27日に金融・保険業に関する資本規制緩和が発表され、投資銀行、イスラム銀行、保険会社、タカフル保険の外資出資比率がこれまでの49%から70%に引き上げられた(ただし、国内の商業銀行に関する上限は30%で据え置かれている)。

2009年6月30日には、FICの「マレーシア・外国資本による株式・資産の買収、合併・吸収に関するガイドライン」が撤廃され、FICは解散された。ただし、国家権益に関わる事業(水・エネルギー・電力供給、放送、防衛、保安等)については、外資参入を30%までに制限している。※ 注. 下記のようなステータスを取得した会社は、外国資本100%が認められている。

- ① マルチメディア・スーパー・コリドー(MSC)ステータス会社
- ② イスカンダル地域開発庁(IDA)によりステータスを承認された会社
- ③ 地域統括(Principal Hub)等のステータスを承認された会社など

また、2010年5月12日に国内取引・協同組合・消費者省(Ministry of Domestic Trade, Co-operatives & Consumerism: MDTCC)が「マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入ガイドライン(Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia)」を発行し、広く流通取引・サービスを行う下記の販売会社及びサービス会社を対象としている。

- ハイパーマーケット
- デパート
- スーパーストア
- 専門店
- その他の様々な販売形態

当該ガイドラインにおいて、ハイパーマーケットを除き、外国資本100%が認められることとなっている。

## 2-2 マレーシアへの進出・活動の形態

### ● 進出形態

マレーシアにおける外資系企業の進出形態としては、(1)会社(現地法人)の設立(合弁あるいは全額出資)、(2)支店設立、(3)駐在員事務所設置の3つがあるが、製造・販売等をすぐに行う場合、会社形態での進出が通常であり、一般的に非公開株式有限責任会社の形態が採られる。この他、株式公開を視野に入れる場合は公開株式有限責任会社の形態が採られることがある。

#### ＜留意点＞

事業目的で現地法人を設立する場合に、特に留意する点として次のようなものがある。

1. マレーシア進出プロジェクトのフィジビリティー(企業化可能性)の検討・確認
2. 資本構成、従業員雇用、合弁パートナー選定など重要事項の検討において外資規制との整合
3. 技術面、法律面、財務面からの検討
4. 収入、コスト、設備投資、資金調達等、事業活動が実行される実際の通貨とこれを記録する会計上の機能通貨の検討(事業活動が実施される通貨が必ずしもマレーシアリンギットになるとは限らないことから、為替変動のリスクを適切に管理し、経済実態に即した意思決定を行うため、会計上の機能通貨の検討が重要となる)
5. マレーシアは長い英国統治の歴史より、その法律制度は英国の法律制度、コモンローの原則に基づいており、英国と同様判例法主義を採っているので、運用面での調査も必要

事業内容によっては、進出できる事業の形態が限定されていたり、会社設立前に所轄官庁の認可を取得する必要があるので、あらかじめ当局に確認が必要することが肝要である。

進出形態別の特徴は以下のとおり。

|               | 駐在員事務所  | 支店  | 現地法人   |
|---------------|---|---|--|
| <b>概要</b>     | 将来の工場建設の事前調査、その他マレーシアにとって有益と認められる活動を目的とした非営利活動に制限されている。駐在員事務所の設置有効期間は通常2年で、2年に1度、更新手続きが必要になる。   | 政府または政府関係機関との合同プロジェクトに参加する場合は比較的認められやすいが、外資企業の進出形態としてはあまり一般的ではない。                             | 会社法上、設立可能な会社は「株式有限責任会社(公開または非公開)」「保証有限責任会社」「無限責任会社」の3種類ある。外国企業が会社を設立する際には「非公開株式有限責任会社」の形態をとることが最も一般的である。   |
| <b>外国人株主</b>  | 政府機関の承認は不要  | N/A   | 原則、外国人株主の制限なし(特定の事業活動を行う場合には必要)  |
| <b>契約行為</b>   | 不可  | 可   | 可  |
| <b>法人所得税率</b> | N/A   | 25%※1   | 25%※1  |
| <b>利益還元</b>   | N/A   | 支店で獲得した利益は送金可能  | 現地法人が獲得した利益は配当として還元可能  |
| <b>外国人労働者</b> | 雇用バスは、マレーシア工業開発庁(MIDA: Malaysia Investment Development Authority)からの承認を取得後、駐在員事務所長(Chief Representative)のポジションにつき付与される。※2<br>また、雇用バスは、駐在員事務所の設置期限を超えない範囲で付与される。 | ※2 雇用バスは、マレーシア入国管理局(Immigration Department)から付与される。<br>付与数は、事業活動及び申請するポジションに必要となる能力・技術が考慮される。 | ※2 雇用バスは、マレーシア入国管理局(Immigration Department)から付与される。<br>付与数は、事業活動及び申請するポジションに必要となる能力・技術が考慮される<br>(事業活動の内容によっては、他の省庁の承認が別途必要となる場合がある。e.g.小売業や卸売業)。 |

|              | 駐在員事務所  | 支店   | 現地法人   |
|--------------|---|--|--|
| 登記           | マレーシア工業開発庁へ申請   | マレーシア企業委員会(CCM: Companies Commission of Malaysia)へ登記 | マレーシア企業委員会(CCM: Companies Commission of Malaysia)へ登記 |
| 登記手数料        | N/A   | 本社の授權資本金額に応じた登記手数料が必要                                | 現地法人の授權資本金額に応じた登記手数料が必要                              |
| 会計監査         | N/A   | 要  | 要  |
| 取締役          | N/A   | N/A  | 最低2人の居住者   |
| 会社秘書役        | N/A   | N/A  | 要  |
| 会社代理人        | N/A   | 要(マレーシア居住者)  | N/A  |
| 期限           | 通常2年<br>(マレーシア工業開発庁の承認があれば延長可能)   | 無期限<br>(支店閉鎖は、マレーシア企業委員会への通知が必要)                     | 無期限<br>(現地法人の清算は、株主総会の承認を経て解散・清算の手続が必要)              |
| 出資           | 本社からの送金   | 本社からの送金  | 資本金または借入金  |
| 外国人労働者の個人所得税 | 居住者: 最高25%の累進課税<br>非居住者: 25%の課税<br>※3   | 居住者: 最高25%の累進課税<br>非居住者: 25%の課税<br>※3                | 居住者: 最高25%の累進課税<br>非居住者: 25%の課税<br>※3                |
| 小売業・卸売業      | 不可<br>(駐在員事務所の活動は以下に限定される)<br>● 市場調査及び製品開発活動<br>● 事業活動の計画またはコードィネート<br>● マレーシア進出(投資及び事業)に関連した情報収集・分析及びフィージビリティー・スタディ<br>● 原材料・部品の調達先調査<br>● マレーシア子会社及び関連会社間の調整作業<br>● その他、実際の営業活動に直接関与しない活動 | 不可   | 可  |

## 注釈

※1. 法人所得税率については、賦課年度2016より24%となる予定。

※2. 雇用バスについては、マレーシア工業開発庁(MIDA)やマレーシア入国管理局に対して、当該ポジションへマレーシア人を雇用する代わりに外国人を雇用することについての合理的な説明が求められる。

※3. 個人所得税率については、賦課年度2016より最高税率28%となる提案がなされている。

## ● 会社(現地法人)の設立

マレーシア会社法(The Companies of Act)は英国の会社法を基本とし、さらに基本法案をオーストラリアの会社法に準拠して制定されている。会社の形態は、出資社員(株主)の責任内容により、①株式有限責任会社、②保証有限責任会社、③無限責任会社に分けられる。

### ① 株式有限責任会社(Company Limited by Shares)

基本定款で出資社員(株主)の責任を所有株式の払込金額及び未払込金額に限っている会社。これはさらに、イ)公開会社(Public Company)、ロ)非公開会社(Private Company)に分けられる。書式変更及び商号変更の特別決議権を登記官に提出すれば、組織変更が可能である。

イ) 公開会社: 社名の末尾にBhd.(Berhad)を付す。株式譲渡制限なし。財務諸表の公開が義務付けられる。

ロ) 非公開会社: 社名の末尾にはSdn.Bhd.(Sendirian Berhad)が付される。会社の株式に譲渡制限※あり。

- 株主は50人以下。公衆一般に対し会社の株式または社債の公募を行うことを禁止。資本金の調達は私募による。財務諸表の公開の義務はない。

※ 株式譲渡制限は、非公開会社として会社を設立する際に、定款に盛り込まれるべき制限であり、当該会社の取締役が承認した者以外への株式譲渡に対する制限である。会社法では非公開会社の定義として、定款に株式譲渡制限があることを要求している。ただし、特別決議により株式譲渡制限を変更できる。

### ② 保証有限責任会社(Company Limited by Guarantee)

社員の責任をあらかじめ基本定款で定めた各社員の出資限度額以内とし、会社財産で返済しきれない債務があった場合、その限度内で不足額支払保証をすることを定款に定める。

### ③ 無限責任会社(Unlimited Company)

社員の責任に何ら制限のない会社である。

## ● 日本企業の事業形態

マレーシアにおける日本企業の事業形態は、上記と同様に、(1)会社(現地法人)の設立(合弁あるいは全額出資)、(2)支店設立、(3)駐在員事務所設置の3形態であり、製造・販売等をすぐに行う場合、会社形態での進出が一般的である。

さらに、日系企業が子会社または合弁会社を設立する場合に採用する形態は、非公開株式有限責任会社が大部分である。この他、株式公開の事情等によって公開株式有限責任会社の形態が採られることがあるが、これら以外の形態は皆無に近いと考えられる。

## 2-3 会社設立手続と運営

以下、非公開会社を前提として説明する。

### ● 会社の設立手続

#### 1. 会社の設立手続フロー

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| 1. 会社名の使用許可申請                      | <p>① マレーシア企業委員会(CCM: Companies Commissions of Malaysia、ROCから名称変更した)に、希望する会社名が使用可能であるかを調べる(申請料30リンギットを添えて所定の書式13Aを使用し、提出する)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に登録されている名称や、「Royal」「King」「Imperial」など王族との関係を惹起したり、「National」「State」「Asean」など政府機関と関係する印象を与えるものは、商号として使用することができない。</li> <li>非公開株式有限責任会社の場合、会社名の後に「Sdn,Bhd」をつける。</li> <li>「Malaysia」「Johor」などの国名、地名を会社名に含める場合は括弧( )に入れ、「xxxx (Malaysia) Sdn,Bhd」あるいは「xxxx (M) Sdn,Bhd」とする。</li> </ul> <p>② 希望する名称が使用可能である場合には、会社名使用申請は認可され、その会社名は3ヶ月間、申請者のために保持される。</p> |
| 2. 設立時の発起人及び取締役の選定                 | <p>設立時には2人の発起人と、マレーシア居住者(雇用パスを取得している外国人でも可)の取締役が少なくとも2人必要。</p> <p>居住者取締役は、会計事務所など代行者に依頼するか、また既に現地に進出しているグループ関連会社の雇用パスを取得している駐在員に代行してもらう場合がほとんどである。</p>   |
| 3. 会社設立登録資料の作成                     | <p>登録に必要な資料は以下のとおり。(1965年会社法に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本定款 (Memorandum of Association)</li> <li>② 付属定款(Article of Association)</li> <li>③ 規定遵守に関する法定宣言書(Declaration of Compliance)(書式6)</li> <li>④ 取締役及び発起人に関する法定宣誓書(書式48A)</li> </ul>  |
| 4. 授権資本及び払込資本の決定                   | 新会社設立の場合、発起人1人につき1リンギットずつの払込で払込資本金2リンギット、授権資本金10万リンギットでまずは会社を設立し、その後払込資本金の増資の際、授権資本金も引き上げるというケースが一般的。もちろん最初から全額払込しても構わない。  |
| 5. 会社設立登記(会社名許可後3ヶ月以内)             | 登記に際して、上記「3」の書類と授権資本金に応じた登録料をCCMIに支払う。この後、1-2日で会社設立証明書が発行され、法人格が付与される。   |
| 6. 会社設立関連各種書類の提出                   | 全ての外国企業は、マレーシアでの事業の開始後1ヶ月以内にマレーシアの登録事務所の状況についての通知を所定の様式でCCMIに提出しなければならない。  |
| 会社の年次株主総会後1ヶ月以内に年次申告書を提出しなければならない。 |  |
| 7. その他の手続き                         | <p>① 取締役の就任</p> <p>通常、会社設立時の発起人となった取締役が辞任し、正規の取締役が就任する。取締役の就任の際には、破産者でないこと等の法的適格要件を満たしていることについて、公証人の面前で、法定宣誓書に署名することが要求される。国外で署名する場合には公証人等から英文の認証を取得しなければならない。</p> <p>② 銀行口座開設</p> <p>マレーシアにて銀行口座を開設するのに必要な資料は、「会社定款」「会社設立証明書」「株主の明細」「取締役等の明細」</p> <p>③ 増資</p> <p>当初は実務上2リンギットの会社が設立されるので、その場合は必要額の払込をする。</p>  |

## 2. 会社の設立 各種手続き

### 1) 会社名の事前審査及び設立申請

会社設立手続きに入る前にマレーシア企業委員会(以下、「CCM」と記載。会社登記の業務を担当する政府機関)に申請し、会社名の使用許可を得る必要がある。一般的に、会社名は既存の会社と混同されるような名称はCCMにより使用を却下される。

会社名使用許可書発行され、基本定款及び通常定款のコピーなどの添付書類及び設立申請書が提出されたあと、会社登記証がCCMから発行される。

### 2) 会社登録料

会社登録料は下記のように授権資本の金額により設定されている。

|                      | RM     |
|----------------------|--------|
| 登録料(授権資本額によって異なる)    |        |
| 授権資本額が               |        |
| RM40万以下              | 1,000  |
| RM40万超～RM50万以下       | 3,000  |
| RM50万超～RM100万以下      | 5,000  |
| RM100万超～RM500万以下     | 8,000  |
| RM500万超～RM1,000万以下   | 10,000 |
| RM1,000万超～RM2,500万以下 | 20,000 |
| RM2,500万超～RM5,000万以下 | 40,000 |
| RM5,000万超～RM1億以下     | 50,000 |
| RM1億超                | 70,000 |

上記のとおり、会社登録料の上限は70,000リングギットである。

### 3) 取締役の任命

会社は2人以上のマレーシアにおける居住者を取締役として任命しなければならない(以下、居住取締役)。取締役は成年に達した自然人であり、かつ、権利能力を有していることが前提となる。外国人であってもマレーシアにおいて就労許可を有し、マレーシアに居住しているものであれば、居住取締役として登録することができる。取締役の数に上限は無いが、定款に特段の上限が定められていれば、当該定款規定に従うことになる。

### 4) 住所の登録

会社はマレーシア国内の住所を会社所在地として登録しなければならない。

## ● 設立後の諸手続き

### 1. 取締役会の開催

会社設立から1ヶ月以内に第1回取締役会を開催。主な決議事項は次のとおり。

- 1 会社設立登記完了及び設立登記証明書受領
- 2 会社定款がCCMに提出され、会社の定款として採用されたことの確認
- 3 会社取締役の変更または追加就任

- 4 会社秘書役(Company Secretary)の選任:6ヶ月以内にCCMに届け出る。
- 5 登記上の事務所の承認
- 6 発起人の株式に關し、株主名簿への記載と株券の発行を行うことの確認
- 7 株式譲渡手続き及び投資手続き
- 8 外部会計監査人の任命
- 9 決算日の決定
- 10 取引銀行及び小切手の署名の決定
- 11 会社印章の採用など

① 会社秘書役の任命  
会社は1人以上の会社秘書役を任命する必要がある。会社秘書役はマレーシアに居住する自然人であり、会社秘書役の協会の会員であることが求められる。

② 会計監査人の任命  
会社は規模の大小を問わず、マレーシアにおいて監査業務の遂行を認められた者を会計監査人として任命する必要がある。

## 2. 株主総会

第1回総会は、決算終了後6ヶ月以内、もしくは会社設立後18ヶ月以内に開催。

## 3. 登記事項の変更

登記した事項の変更、新たな事項の発生の場合には、1ヶ月以内にCCMへ約定書類を提出。

これには、株主割当申告書(フォーム24)、会社登記事務所の状態の通知書(フォーム44)、取締役、会社秘書役の詳細(フォーム49)がある。

### ＜株式の特徴＞

株式は全て記名株式。1株当たりの額面金額は自由に決定できるが、通常1株当たりRM1の額面金額の普通株式を採用する。無額面株式の発行はできず、上場会社を除き株券不発行制度もない。

- 普通株式： 議決権があり、配当受領権を制限されていない。
- 優先株式： 議決権はないが、確定優先配当を受ける権利を有する。優先配当の支払が滞っている場合以外、議決権なし。

## 2-4 支店の登録手続き

事業を開始する前に、支店の設立登録はマレーシア企業委員会(CCM)を行い、会社名の承認に始まる一連の手続きも株式会社の設立とほぼ類似。ただし、本社の登記簿及び定款の原本と英訳の提出が求められる。また、1人以上の代理人を任命する必要があり、代理人はマレーシアの居住者であることや所轄官庁への報告が求められる。なお、代理人を変更する場合にはCCMへの登録が必要である。

|                  |  |
|------------------|--|
| 1. 支店名の使用許可申請    | マレーシア企業委員会(CCM: Companies Commissions of Malaysia、ROCから名称変更した)に、希望する支店名が使用可能であるかを調べる(申請料30リンギットを添えて所定の書式13Aを使用し、提出する)。登記を行う外国企業の名称と異なる支店名を登記することはできない。   |
| 2. 支店登録のための資料の作成 | <p>支店の登録に必要な資料は以下のとおり。</p> <p>① 当事国発行の本社の登記謄本(またはそれに類する文書)</p> <p>② 認証を受けた設立綱領、制定法、基本定款及び付属定款、またはそれに替わる設立を制定または定義している法律文書</p> <p>③ 本社の取締役リスト並びに取締役に関する法的特記事項(書式79)</p> <p>④ マレーシア人の取締役がいる場合は、これら取締役の権限の内容を明示した書類</p> <p>⑤ 会社の代理として、会社への要求事項の対処を委任されたマレーシアに居住する1人以上の代理人(*)の選任書またはその委任状</p> <p>⑥ 会社の代理人(*)によって作成された所定様式の法定宣誓書(書式80)</p> <p>(*)この任命代理人は、1965年会社法に従って会社に要求される全ての事項を遂行する際に応答可能でなければならない。代理人の変更は、CCMに報告することが必要である。</p> |
| 3. 支店登記          | 登記に際して、上記「2」の書類と授権資本金に応じた登録料をCCMに支払う。この後、1-2日で外国企業支店登録証明書が発行され、登記が完了する。  |
| 4. 支店登記後の義務      | <p>全ての外国企業は、マレーシアでの支店登記後1ヶ月以内にマレーシアの登録事務所の状況についての通知を所定の様式でCCMに提出しなければならない。</p> <p>支店は現地法人と同様、会計監査・税務申告を行い、1965年会社法の規定に従わなければならない。</p> <p>支店の義務には次のようなものがある。</p> <p>(1)本社の年次株主総会後1ヶ月以内に年次申告書をCCMに提出する。</p> <p>(2)本社の監査報告書を支店の監査報告書と併せて、年次株主総会後2ヶ月以内にCCMに提出する。</p> <p>(3)本社の授権資本、取締役の変更等、登記内容に変更があれば、変更後1ヶ月以内にCCMに届出を行う。</p>   |

### ● 利益の送金

所轄官庁が外国会社に支店設置を認めた場合、支店は利益の送金につき、所得税法108条に規定される配当金からの控除に関する条項の適用は受けない。

## 2-5 駐在員事務所

マレーシアにおいては、一般的に駐在員事務所はマレーシアで事業を本格的に営む前の段階における過渡的な形態と認識されている。マレーシア工業開発庁(MIDA)の許可を得ることにより、開設し、マレーシア国外の本社の費用負担により運営することができる。しかし、駐在員事務所に認められる設置期間は通常、2年であり、許可の更新に際しては、MIDAから駐在員事務所が必要となる理由の説明を強く求められることが多い。

基本的な姿勢としては、マレーシア政府は現地法人形態での進出を奨励しており、駐在員事務所の設置を積極的には認めておらず、駐在員事務所の設置が認められるケースとしては、マレーシアにとって有益と認められる活動を目的とした非営利活動に制限されている。

- マレーシアに投資する前段階としてフィージビリティー・スタディを行う場合
- 開発・建設プロジェクトの受注や参加のための資材調達、本国との業務連絡等で事務所が不可欠な場合 など

また、駐在員事務所の形態で実施可能な活動も下記の事項に限られている。

- 調査及び情報収集活動
- 事業活動の計画及び関係方面との調整作業
- マレーシアへの将来の進出のための市場調査、実行可能性調査
- 材料・部品調達可能性調査
- 関係会社間の調整作業
- その他、営業行為ではない行為

一方、駐在員事務所が下記の活動を行うことは認められていない。

- 輸出及び輸入を含む営業活動
- 倉庫賃貸
- 外国会社の代理として契約締結
- 子会社、関係会社、支店の経営への関与

#### ● 設置手続き

- 1) 所定の書類をマレーシア工業開発庁(MIDA)に提出・申請する。書類に不備がなく承認される場合には、約1ヶ月で書面による承認通知が発行される。CCMへの登記は要求されない。
- 2) 所定書類は、①申請書、②直近の会計報告書、③会社登記簿謄本(英訳し、公証人の証明を受けたもの)、④現地における代理人選任届であり、提出が望ましい書類として、会社概要書(英文)、会社製品案内書(英文)、会社の事業や概況等を説明している資料がある。

#### ● 開設時の条件

1. 営業活動の禁止(その他、実施可能活動及び実施禁止活動がある)
2. 独立した事務所を構え、設立後14日以内に事務所の住所をMIDAへ通知
3. 駐在員事務所である旨の表示
4. 開設より2年後の合弁会社設立の検討と認可取得の再検討(設置有効期限は通常2年)
5. 毎年、活動報告書をMIDAへ提出

## 2-6 外国人駐在員

#### ● 外国人駐在員の就労管理方針

マレーシアは人材の育成を既に行っており、全ての職種において、豊富な人材を抱えている。しかし、外国資本会社がマレーシアで事業を行うにあたり、マレーシア国内の労働市場では調達できない技能を必要とする場合には、マレーシア政府は外国人駐在員の就労を認めている。ただし、マレーシア政府としては、外国資本会社に対し、当初、マレーシアの労働市場では調達できない技能に關しても、会社におけるマレーシア人の人材育成を進め、マレーシア人に当該技能を担当させ、マレーシアの民族構成と会社従業員の民族構成比率を整合させる努力を求めている。

マレーシアの入国管理局の方針により、下記が規定されている。

- ・ 外国からの払込資本が2,000,000米ドル以上の会社には自動的に5人のキーポスト(永久ポスト)を含む10人の駐在員枠を認める。追加で必要な場合には、その都度、入国管理局が申請を受理し、検討する。
- ・ 外国からの払込資本が200,000米ドル以上2,000,000米ドル未満の会社の場合には、自動的に1人のキーポスト(永久ポスト)を含む5人の駐在員枠を認める。
- ・ 外国からの払込資本が200,000米ドル未満の会社の場合には、既存のガイドラインに基づきキーポストとタイムポスト(期限付ポスト)が考慮される。キーポストとタイムポストの数は、各プロジェクトがもたらすメリットに応じて考慮される。既存のガイドラインは次のとおり。

#### 「キーポスト」

- 外国からの払込資本が500,000リングギット以上の場合には1つのキーポストの付与を考慮する。しかしながら、キーポストの数は各プロジェクトがもたらすメリットに応じて考慮される。

#### 「タイムポスト」

- 専門的な資格または実務経験を要する管理職(エグゼクティブ・ポスト)に従事する外国人駐在員にはマレーシア人管理職の育成状況を勘案のうえ、最大10年間の就労を認める。
- また、専門的な技能を要する非管理職(ノン・エグゼクティブ・ポスト)に従事する外国人駐在員にはマレーシア人の人材育成状況を勘案のうえ、最大5年間の就労を認める。
- ・ マレーシア資本の製造業企業の場合、研究開発部門を含む技術部門での外国人駐在員雇用は、企業のリクエストに応じて認める。
- ・ MSCステータスの会社については必要に応じて外国人駐在員雇用を認める。
- ・ なおIT関連分野以外の製造業分野で雇用される駐在員は、27歳以上でなくてはならない。また、IT関連分野の場合は、駐在員は21歳以上でなくてはならない。

### ● 外国人駐在員の就労許可の取得

外国人がマレーシアで駐在員として就労するためには、本件の所轄官庁であるマレーシア入国管理局に対して、外国人就労許可の申請を行う必要がある。

マレーシアにおける就労許可には下記の2種類がある。

|     | Employment Pass(雇用バス)             | Professional Visit Pass(プロフェッショナル・バス) |
|-----|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 目的  | マレーシア国内の会社(外国資本会社を含む)との雇用契約に基づく就労 | 特定プロジェクトにおける専門技術を要する業務への従事            |
| 申請者 | 当該マレーシア国内の会社                      | マレーシアの会社またはプロジェクト・オーナー                |
| 期間  | 通常、2年単位で承認され、更新も可能                | 12ヶ月を超えない期間で承認され、更新も可能                |

上述のようにマレーシアにおける外国人駐在員の就労許可に関しては、マレーシア入国管理局が所轄しているが、製造業以外の特定の業種に従事する外国人駐在員に関しては、他の省庁の認可を要する場合もある。たとえば、小売業及び卸売業に従事する外国人駐在員の就労許可是国内商業省(Domestic Trade and Consumer Affairs)に対して申請される。

外国人駐在員に対する就労許可を所轄する省庁においては、下記の諸点を考慮のうえ、承認の可否を検討する。

- ・ 外国人駐在員招聘目的の正当性
- ・ 会社の払込資本の金額
- ・ 会社の株主構成

## I. 雇用パス

### 1) 最低払込資本金

|                                     |              |
|-------------------------------------|--------------|
| ① 100%ローカル資本(マレーシア)                 | RM 250,000   |
| ② ローカルと外国資本の合弁                      | RM 350,000   |
| ③ 100%外国資本                          | RM 500,000   |
| ④ 流通・サービス取引を行う会社及び<br>外国人所有によるレストラン | RM 1,000,000 |

上記に加え、外資参入の会社(合弁会社を含む)で、Managing Director等の重要ポストを占める外国人の雇用パスを申請する場合は、外資保有分についてRM 500,000の払込資本金が要求される。

### 2) 最低月額給与及び雇用契約期間

駐在員の最低月額給与はRM5,000である。月額給与がRM8,000を超える外国人に対しては、自動承認が与えられ雇用パスの速やかな取得が可能となる。雇用契約期間は最低2年とする。

雇用パスの申請手続きは、2段階の過程がある：

#### 1. 申請会社は、フォームDP10を記入提出し、外国人ポスト(「外国人駐在員の雇用」申請)を申請する。

申請先は、会社のコア・ビジネスにより管轄が異なり6つの監督団体(製造業であればMIDA、その他民間企業はExpatriate Committee(EC))である。このフォームは、外国人が当該ポストに就くことが必要な理由、マレーシア人を雇用できない必要条件、資格、経験等の状況があるかどうか、マレーシア人を採用する措置が取られたかどうか、またそのような措置が取られた証拠を雇用主が説明するマレー語の手紙を添付して提出する必要がある。この手紙は、会社がマレーシア経済及び労働力にどのような利益をもたらすことができるか示さなければならない。

入国管理局の外国人ポスト申請フロー(フォームDP10)によると、申請提出からECでのApproval Letter入手まで7営業日で手続きが行われる。いったん申請が却下されても、その後承認を得るため30日以内にMOHAIにAppeal Letterを提出して交渉する道がある。

#### (外国人ポストを考慮する際の重要な基準)

- 会社の資本金額
- 会社の事業活動
- 現地労働者の状況
- 月間売上高等
- 外国駐在員の年齢及び職務経験

#### (必要書類)

- 会社からの雇用に関する適切なレター(身元証明書のコピー及び会社でのポジション)
- フォームDP10を適切に記入し、パスポートサイズの写真を同封
- 会社からのレター(会社の事業活動、及びその職位の正当性を説明するものを含む)
- 外国駐在員の履歴書(大学卒業証明書のコピーを含む)
- 会社の登記関係書類、最新のフォーム9、24、49(CCMにて証明されるべきもの)
- 管轄官庁からのビジネスライセンスや許認可証など(更新申請に必要な書類)

#### 2. 外国人ポストの認可後、次の必要書類を備えて、雇用パスの発給の申請を行う。申請先は、Employment Pass Division(もしくは、State Immigration Department)である。

#### (必要書類)

- 会社からの雇用に関する適切なレター、または会社の代表者としての任命レター
- フォームDP11を適切に記入し、パスポートサイズの写真を同封
- 雇用に関する提案及び受入のレター、または雇用契約書、またはVisit Pass申請の人的保証書(これらは10リンクギットの収入印紙付)
- 外国駐在員の公式なパスポートの全てのコピー(2部)。(該当する書類があれば、次の書類も必要) など

## II. 雇用バスを取得している駐在員の配偶者及び子供の滞在ビザ(ディペンデントバスDependent Pass)

駐在員の雇用バスが取得できると、その家族の滞在ビザがディペンデントバスとして発給される。このバスの有効期間は、駐在員の雇用バスの有効期間と一致する。

学童に関しては、ディペンデントバスに加え、Study Approvalを取得し就学する。

駐在員の配偶者が就労する場合、従来、駐在員とは別途に雇用バスを取得する必要があった。しかしながら、2009年1月より、ディペンデントバスを保持したまま、就労許可を取得することが可能となった。

## III. プロフェッショナル・バス

プロフェッショナル・バスは、マレーシア国外の会社に籍をおいたまま、マレーシア国内で短期就労を行う外国人に発給される。例えば、機械の据付や研修の実施等を行う場合である。申請の対象となる者は、申請時点ではマレーシア国外にいなければならぬ。申請を行う会社は、申請理由などを記載したカバーレター及びマレーシア国内の保証人の保証書を添えて、バス申請者がマレーシアで行われる活動の予定表を提出しなければならない。保証人は、必要な場合は、その外国人のマレーシアにおける滞在及びマレーシアからの本国送還に責任を負うことに同意しなければならない。バスを保持する者は、バスが認可した活動のみを行うことができる。プロフェッショナル・バスが発給された事業目的または専門目的が変更される場合、入国管理局長の書面による同意を得なければならない。

プロフェッショナル・バスは、通常3ヶ月から6ヶ月間認められるが、最長1年まで延長することができる。非マレーシア人を直接雇用しようとする雇用主は、雇用バスまたは一時雇用バスを申請しなければならない。

次の必要書類を揃えて、Visa, Pass and Permit DivisionのDirector宛に申請する。

- 従事する業務に関する適切なレター
- 引受人からの申請書
- フォーム12
- フォームIMM38
- パスポートサイズ写真2部
- 人的保証書
- 業務受嘱書
- パスポートのコピー
- トレーニングスケジュール等
- 学位証明書のコピー
- 会社の登記関係書類(フォーム9、24、49(CCMにて証明されるべきもの))
- 機械や装置の購入のInvoiceや証拠・現場作業計画

ただし、次のカテゴリーに該当する場合で、6ヶ月を超えない期間のプロフェッショナル・バスの申請は、最寄のImmigration Officeに申請できる。

- 機械装置の据付
- 機械装置のメンテナンス
- 機械装置の修理
- 既存の機械装置への新部品・装置等の据付
- トレーニングの実施、指導
- 工場またはホテルでのトレーニングへの参加

## 3 法人所得税

### 3-1 法人所得税制の特色

マレーシア所得稅法は、法人及び個人に課せられる所得稅を規定する法律である。同法においては、法人を定義して、「マレーシア、または他の国の法律に基づいて設立された法人及び法人格のある社団をいう」としている。つまり、当該法律はマレーシア国内で設立された法人だけではなく、外国法人も適用対象としていることに留意を要する。

### 3-2 納税者の区分(居住法人・非居住法人)

法人は、居住法人及び非居住法人に分類され、それぞれ課稅の態様が異なる。ここで、居住法人とは、「その営業の管理、支配がマレーシア内で行われている法人」と定義されている。換言すると、取締役会などの意思決定が、マレーシア国内で行われている会社を意味する。これを「管理支配地主義」と呼ぶ。この考え方においては、外国法人が、マレーシア国内で実質的な事業を行っている場合には居住法人と同様の課稅を受けることになる。

### 3-3 税率

居住法人は、原則として課稅所得の25%が法人所得稅として課される。ただし、賦課年度2016以降は、24%が法人所得稅率として適用される予定である。

小規模会社(Small and Medium Enterprise:事業年度の開始時点で普通株式払込資本金が2,500,000リングット以下かつ、払込資本金が2,500,000リングット超の会社に支配されていないマレーシア居住法人)に対する優遇措置として、課稅所得のうち、500,000リングットまでの金額には20%が、500,000リングットを超える金額については25%が法人所得稅率として適用される。ただし、賦課年度2016以降は、500,000リングットまでの金額に対して19%が、500,000リングットを超える金額については24%が法人所得稅率として適用される予定である。

なお、小規模会社の税務上の優遇措置としては、以下のとおりである。

- (1) プラント及び機械設備に対する加速減価償却(Accelerated Capital Allowance)が認められる。
- (2) 少額資産(1,300リングット)に対する即時償却が認められる(限度額なし)。

### 3-4 賦課年度と基準年度

マレーシアの所得稅法では、賦課年度(Year of Assessment)と呼ばれる暦年基準で申告及び納稅が行われる。例えば、2015年の1月1日から12月31日の暦年1年間の所得に係わる法人所得稅は、賦課年度2015において申告・納付される。

ただし、法人が暦年と異なる事業年度を採用している場合は、当該事業年度を基準期間(Basis Period)とし、事業年度の終了する基準期間内の所得として賦課年度が決定される。つまり、2015年3月に終了する事業年度の申告は、賦課年度2015に行うことになる。ここで、事業所得以外の所得、例えば、配当、利子、賃貸料、使用料等については、事業年度に関らず、原則として暦年基準で計算することとされているが、実務上は事業年度(基準年度)に合わせて計算・申告を行うことも認められている。

### 3-5 申告・納稅手続

#### ● 月次納付

事業年度開始日より30日前までに当該事業年度の年間法人所得稅見積額をマレーシア国税当局(以下、IRB)に提出する必要がある。事業年度の6ヶ月目及び9ヶ月目に法人所得稅見積額の変更をIRBに申請することができるものとされている。また、事業開始初年度の法人は、当該賦課年度の見積法人稅額を事業開始から3ヶ月以内に申告する必要がある。

当該見積額に基づき、当該基準期間の第2ヶ月目より毎月15日までにIRBに対して月次納付を行うことになる（従来は毎月10日までに納付する必要があったが、2015年1月以降、毎月15日までに延長された）。

見積額に基づく月次納付の12ヶ月分累積額が最終税額（確定ベース）を30%以上下回った場合、不足額の10%相当がペナルティとして課される。なお、賦課年度2006以降、年間法人所得税見積額は前年の見積額の85%を下回らないものとされた。

2008年以降、小規模会社の新規設立の会社に対しては、最初の2賦課年度のみ法人所得見積及び月次納付が免除される。ただし、マレーシアで設立されたマレーシア居住法人のみに限定されることとなる。

### ● 確定申告

事業年度終了日から7ヶ月以内にIRBへ確定申告を提出するとともに確定税額と月次納付累計額との差額を納付する。

## 3-6 課税所得の範囲

マレーシアの所得は、国内源泉所得と国外所得とに分けられる。国内源泉所得とは、「マレーシア国内で発生（Accruing in）または稼得（Derived from）した所得」と定義される。具体的には、マレーシア国内で行われた事業所得、国内の不動産・動産からの賃貸料、マレーシア国内の法人や個人から受取金利等が国内源泉所得に該当する。

法人の場合、この国内源泉所得のみが課税の対象となる。かつては、ラブアンのオフショア会社を除く居住法人については、国外所得のうち国内に受領された（Received in）所得も課税対象とされていたが、賦課年度1995より国外所得は全て非課税とされた。これは、マレーシア法人の海外事業展開を促進するための、政策的な配慮による措置である（paragraph.28 Part I of schedule.6 of Income Tax Act）。ただし、この規定は、銀行、保険、海運、航空の各事業を営む法人には、適用されないので留意を要する。

また、国内源泉所得のうち、キャピタル・ゲインについては課税対象とはならない。キャピタル・ゲインとは、不動産やその他資産の売却や処分による譲渡益である。一方、それらの譲渡から損失（キャピタル・ロス）が生じた場合も、課税対象となる他の所得から控除（損金に算入）することはできない。なお、キャピタル・ゲインのうち、土地建物等の不動産の譲渡益には、不動産利得税（Real Property Gains Tax - RP GT）が課される。不動産利得税については、後述する。

以上をまとめると下記のとおりである。

| 国内源泉所得 |  | 国外源泉所得               |
|--------|--|----------------------|
| 居住法人   | 原則、課税対象<br>(※キャピタル・ゲインは非課税)                  | (一部の事業を営む法人を除き)課税対象外 |
| 非居住法人  | 一定の所得について源泉課税対象<br>(※事業所得については原則、PEなければ課税なし) | (一部の事業を営む法人を除き)課税対象外 |

## 3-7 課税所得の計算

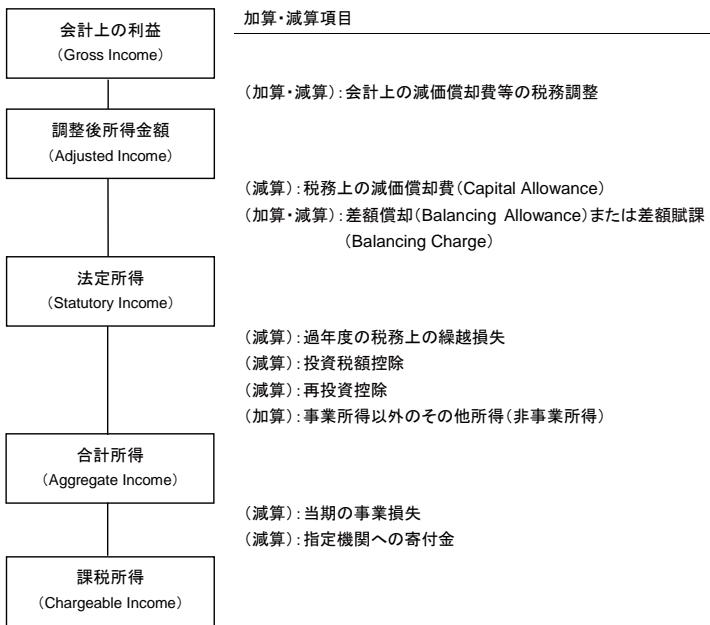
課税所得は、会社決算において求められた会計上の利益に税務上の調整を加えることから始まる。すなわち、会計帳簿作成において計上された収益及び費用のうち、税務上の益金及び損金に該当しないものを減算及び加算する。その代表的なものが会計上で計算された減価償却費である。マレーシアでは、減価償却計算を会計上と税務上と全く別々に行う。これらの加算及び減算を行った所得を、調整後所得（Adjusted Income）と呼ぶ。

次に、上記で加算された会計上の減価償却費に代わり、税務上の減価償却費（Capital Allowance）及び過年度からの税務上減価償却費総額を控除する。この段階の所得を法定所得（Statutory Income）と言う。

さらに法定所得から税務上の繰越損失、投資税額控除、再投資控除がなされ、かつ、受取利息や受取賃貸料などの事業所得以外の所得がある場合には、ここで合算して合計所得（Aggregate Income）が算出される。

さらに、損金算入が可能な指定機関への寄付金があれば合計所得から控除されて、課税所得（Chargeable Income）が算出される。

以上をまとめると下記のとおりである。



### ● 減価償却費

会計上の減価償却費と税務上の減価償却費は全く別個のものとして計算される。もとより、その考え方は全く異なる。

会計上の減価償却とは、会社資産の減耗の発生を費用に認識して費用収益の対応を図るとともに、会社利益を留保して資産への投資額を回収することを目的としている。

一方、マレーシアの税法では会社資産の取得を資本取引としており、資産の減耗などという考え方を取り入れず、原則として一切、損金への算入を認めていない。ただし、政策的に近代的な工業への投資を促進するために、有形固定資産に関する税務上の減価償却費を例外的に認めている。

税務上の減価償却が可能な有形固定資産は、税法により限定されている。建物や構築物の場合には、産業用建物のみに税務上の減価償却が認められている。事務所用の建物は産業用建物には該当しないため、税務上の減価償却は認められていない。このため、工場敷地内の事務所専用建物は税務上の減価償却資産から除かれる。工場内に事務所部分が併設されている場合、原則として、占有面積で按分して事務所部分のコストを税務上の減価償却計算から除外する。ただし、事務所占有面積が工場建物全体の10%以下であれば全額、税務上の減価償却の対象となる。

#### 産業用建物の定義

- 工場
- ドック、棧橋、防波堤 等
- 公道
- 倉庫業者の倉庫用建物
- 輸出製品のための倉庫
- 水道、電気、通信事業設備
- 鉱業農業用建物・構築物

- 病院
- 従業員の福利厚生設備
- 従業員のための社宅・託児施設
- 研究・開発施設
- 教育・訓練施設

なお、各産業で用いられる機械設備については、全て税務上の減価償却が認められる。

前述のとおり、マレーシアにおいては、会計上の減価償却と税務上の減価償却とは全く切り離されて考えられている。すなわち会計上は、減価償却資産の範囲、減価償却方法、耐用年数等は、全て会社の取締役の判断に基づいて決定され、これを会計士が妥当なものとすれば当該会社の減価償却は適正な費用として取り扱われるのに対し、税務上は特定のカテゴリーに属する固定資産について税法独自の償却(Capital Allowance)を認めるにすぎず、この税法の規定に基づいて算出された償却費のみが損金に算入される。したがって、会計上の減価償却費は、いったん全額加算し、代わりに税法の規定に準拠して計算された額が所得より控除される。

償却率の概要是以下のとおり。

- 工場等産業用建物 : 取得時償却10% ／ 年次償却3%
- 機械及び設備 : 取得時償却20% ／ 年次償却14%(備品:10%、重機・車両:20%)

売却・除却等が行われた場合、「差額償却(Balancing Allowance)」または「差額賦課(Balancing Charge)」と呼ばれる処理を行わなければならない。詳細は次のとおりである。

- 「差額償却(Balancing Allowance)」: 売却・除却収入が税務上の未償却残高を下回る場合、その差額は過年度における減価償却不足額とみなされ、償却額の追加計上が認められる。
- 「差額賦課(Balancing Charge)」: 売却・除却収入が税務上の未償却残高を上回る場合、その差額は過年度における減価償却が過大であったため生じたものとみなされ、課税対象となる。ただし、売・除却収入が取得価額を超える場合には、その超える部分についてはキャピタルゲインとみなされ非課税である。

賦課年度2009以降、原状回復義務に係る除廃却費用については、以下の条件を満たす場合に、当該設備の税務上の簿価に加算することができる(その結果、差額償却に反映されることとなる)。

① 契約または法律に基づく設備の除廃却である。②再利用されない設備の除廃却である。③非居住者への支払の場合には、対象となる源泉税が徴収され納税されている。

### 『特別な償却』

以下の機械及び設備等については、特別な償却方法が認められている。

- 社用車:名目上の取得価額に基づく。新車かつ購入価格が  
150,000リンギット以下の場合 100,000リンギットまで  
150,000リンギット超 の場合 50,000リンギットまで が上限とされる。
- コンピュータ及び情報技術設備、制御機器、コンピュータソフトウェア:取得時償却20% ／ 年次償却80% (賦課年度2009から2016まで)

### ● 少額固定資産

税務上の減価償却費の計算を簡略化することを目的とし、取得価額が1,300リンギット以下の少額固定資産については、取得時に税務上も全額即時償却することが認められている。

ただし、1事業年度における少額固定資産即時損金算入合計額は13,000リンギットを限度とする。なお、小規模会社の場合、少額固定資産即時償却の限度額はない。

なお、従来は、取得価額が1,000リンギット、1事業年度における少額固定資産即時損金算入合計額は10,000リンギットとされていたが、賦課年度2015から上記のように増額された。

## ● 割賦購入資産

割賦契約(Hire Purchase)により機械設備を購入している場合、取得時償却及び年度償却の計算にやや違いがある。税務上の減価償却費の計上は、賦払金合計額ではなく、その年度までに支払を終えた累計金額についてのみ認められる。たとえば、初年度、頭金と1年度目の賦払金合計の4,400リングギットを対象として取得時償却と年度償却をそれぞれ計算する。その後、取得時償却はその年度の支払額、年度償却はその年度までの支払累計額を基礎として計算する。したがって、取得時償却も、その全額が計上し終えるのは賦払いの完了する3年度目になる。

説例：

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 現金購入価額 | 10,000リングギット               |
| 割賦購入価額 | 12,000リングギット               |
| 頭金     | 2,000リングギット                |
| 支払条件   | 500リングギット(400+金利100) × 20回 |
| 購入日    | 2014年7月(12月決算)             |

|                  | 2014    | 2015    | 2016    | 2017    | 2018    | 合計      |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 資本的支出            |         |         |         |         |         |         |
| 頭金               | 2,000   |         |         |         |         | 2,000   |
| 賦払金              | 2,400   | 4,800   | 800     |         |         | 8,000   |
| 小計 (a)           | 4,400   | 4,800   | 800     |         |         | 10,000  |
| 取得時償却 (a × 20%)  | <880>   | <960>   | <160>   |         |         | <2,000> |
| 年次償却 (a累計 × 16%) | <704>   | <1,472> | <1,600> | <1,600> | <1,600> | <6,976> |
| 減価償却費合計          | <1,584> | <2,432> | <1,760> | <1,600> | <1,600> | <8,976> |

参考までに現金購入した場合の税務上の減価償却費計算

|         | 2014    | 2015    | 2016    | 2017    | 2018    | 合計       |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 取得時償却   | <2,000> |         |         |         |         | <2,000>  |
| 年次償却    | <1,600> | <1,600> | <1,600> | <1,600> | <1,600> | <8,000>  |
| 減価償却費合計 | <3,600> | <1,600> | <1,600> | <1,600> | <1,600> | <10,000> |

## ● リース取引における税制

リース契約には、いわゆる賃貸借契約であるオペレーティング・リースと、リース期間中に資産の取得価額の大半がリース料として支払われるファイナンス・リースがある。これは会計上の区分であり、ファイナンス・リースの場合には、借り入れによる資産の購入と実態は同じであるとして、借り手側の資産に計上する会計処理を行う。

一方、税務上、賃貸借契約と売買とみなされる契約の判定基準が会計上の考え方と相違する。リース契約にリース期間中あるいは終了時の買い取りオプションが付いているなど最終的には売買と同様の効果を与える条項がある場合、あるいはリース物件が特定用途の資産であり賃貸借に馴染まない場合に、税法上、当該リース契約は売買とみなされる。会計上のファイナンス・リースの判定基準には、リース期間やリース料の合計など他にも実態を判定する基準が採用されるため、税法上のそれはやや範囲が狭くなっている。売買と認定されたリース契約の税務上の減価償却費の取り扱いは、割賦契約の場合と同様である。

## ● 欠損金及び減価償却費の繰越

過年度の税務上の繰越損失(欠損金)は、法定所得から控除することができる。さらに、当期の法定所得から控除しきれない損失がある場合には、原則として、年数の制限無く、翌期以降に繰り越される。また、事業上の損失であれば、会社が別種の事業で稼得した所得から控除を行うこともできる。例えば、製造業を行っていた会社が、多額の損失を計上したために工場を閉鎖し、

親会社から購入した製品の販売業に転じた場合、その販売業からの所得と製造業で計上した過年度の損失とを相殺することが可能である。

未使用の税務上減価償却費も、原則として、年数に制限なく繰り越すことが可能であるが、相殺する将来の所得は事業からの所得でなければならない。すなわち、税務上減価償却費の対象となっている建物や機械設備の使用と所得との因果関係が問わされることになる。したがって、会社が販売業に転じた時点の税務上減価償却費の未使用額は、それ以降の期間に繰り越すことがない。この点、税務上の繰越欠損金の場合と取り扱いが異なることに留意する必要がある。

### ● 欠損金及び減価償却費の繰越の制限

賦課年度2006以降は、休眠状態にある会社の欠損金及び減価償却費の繰越の条件として、税務上の損失発生賦課年度・税務上減価償却費発生賦課年度期末日現在の株主が翌賦課年度期首現在において会社の普通株式の50%超を保有していることが求められることに留意する必要がある。

### ● 非事業所得

金利収入や賃貸料収入などの非事業所得がある場合には、既述のとおり、法定所得に合算されて合計所得に含められる。非事業所得は、会計上の利益から調整後所得の計算に入る前段階で種類別に区分される。

事業損失は、翌期以降に繰越して将来の事業所得と相殺することができるが、事業損失以外の損失（例えば、受取利息よりも支払利息のほうが大きい場合）は、当期の事業所得と相殺することができる。ただし、当期の事業損失と相殺した後もなお事業損失以外の損失のほうが大きい場合、その額を翌期以降に繰越することはできない。

なお、法定所得との合算の過程で、繰越事業損失と当期の非事業所得を相殺することはできない。

会社が暦年と異なる事業年度を採用している場合、事業所得は当該事業年度を基準期間として計算するが、非事業所得は基準年度（暦年）内に発生したものを申告することになっている。しかし、実務では、事業所得同様、会社の決算期間（基準期間）内に生じた額を申告することも認められている。

### ● 配当課税制度

2008年予算案における税制改正により、会社の利益に対する課税を最終課税とし、会社の利益から支払われる配当について源泉税は課税されず、株主側では免税とするシングルティア・システム（Single Tier System）が導入されている。シングルティア・システムは、賦課年度2013までを移行期間として、賦課年度2014から全面適用されている。一方、配当を受取るマレーシア国内の会社はマレーシア国内の投資先から受取った配当金は免税となるが、受取配当金に直接対応する支払利息の損金算入は認められなくなった。

### ● 貸倒引当金と貸倒損失

マレーシア税法は引当金の繰入額の損金算入を認めていない。引当金とは会計上の概念であり、将来の損失または費用で、それが当期の収益と対応しており、金額の見積りが合理的に行えるものを意味する。代表的なものが売上債権について将来の貸倒損失を見積った貸倒引当金である。引当金は、会計上の費用収益対応の観点から、計上しなければならない費用項目であるが、税法上は、原則として、損金算入が認められず、実際の貸倒れの発生など、損失が確定した時点で損金として所得から控除される。

### ● 為替差損益

外貨建債権債務から生じる為替差損益の損金や益金算入への可否は、2つの基準により判定される。1つは、当該差損益の実現・未実現、もう1つは、当該差損益が収益取引から発生したものなのか、資本取引から発生したものなのかによる判定である。

為替差損益は、外貨建債権の実際の回収時、債務の実際の支払時に実現する。したがって、各会計事業年度末に行う為替換算による差損益は未実現とされ、損金あるいは益金には算入されない。

### ● キャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロス

投資や資産の売却益(キャピタル・ゲイン)または売却損(キャピタル・ロス)は所得税法上の益金または損金とはならない。

### ● 交際費

販売奨励のための交際費は全額損金算入が可能である。また、事業に関連するその他の交際費は50%だけ損金算入が可能である。

交際費には、飲食、リクリエーション、その他の接待、これらを行うための旅費や宿泊費が含まれる。ただし、従業員の福利厚生を目的とした飲食費等は除外される。

下記に示すものについては、所得税法第39条(1)によって全額損金算入が可能である。

- (イ) 福利厚生的な意味で従業員に支給されるもの
- (ロ) 輸出振興のための海外展示会用贈答品及び会社のロゴ入り贈答品
- (ハ) 新製品の市場開拓のためのサンプル試供品
- (二) ビジネス促進のため、一般公開で行われる文化的イベント及びスポーツイベント費用
- (ホ) 完全に、販売に関連した交際費。ただし、範囲は限定的

交際費の損金算入のためには適切な証憑の整備が厳格に要求されるので、注意を要する。

### ● 指定寄付金

原則として、寄付金は損金への算入が認められない。したがって、全ての寄付金は、調整所得計算の過程で加算処理される。ただし、公益事業法人等、特に政府により指定された機関への寄付金には損金算入が認められるため、合算所得から控除される(賦課年度2009より合算所得の10%)が、控除しきれなかった額の翌期以降の繰越しは認められない。

指定寄付金を損金に算入する場合、寄付金支払の段階で、当該機関が大蔵省から事前に得ている認可番号を確認しておく必要がある。

### ● 創立費及び開業費

会社設立費用及び営業を開始するまでの期間の経費は原則として損金算入が認められない。ただし、設立時の授権資本金が2,500,000リングギットを超えない会社については、創業費のうち特定のものを損金に算入できる。

なお、2009年予算案において、従来は営業開始後のリクルート・採用費用のみについて損金算入を認めていたところを、賦課年度2009から営業が始まっていない段階での就職フェアや職業紹介所またはヘッドハンターへの費用を含めてリクルート・採用費用も損金算入できるものとされた。

## 3-8 グループ会社間の損益通算制度

賦課年度2006以降、下記の条件を満たす場合には、業種を問わず、マレーシアで設立されたグループ会社間において、赤字グループ会社の単年度の税務上の損失のうち、70%を限度として、グループの他の黒字会社の合計所得から控除することが認められる。

- i. 普通株式による資本金が2,500,000リングギット以上であること。
- ii. 税務上の損失計上会社及び黒字会社において事業年度が同一であること。
- iii. 直接保有または間接保有により、税務上の損失計上会社と黒字会社において70%以上の株式保有関係があること。
- iv. 所得控除を実施する事業年度及びその前事業年度を通じて70%以上の株式保有関係が継続して存在すること。

ただし、下記の恩典を既に受けている会社はグループ会社間の損益通算制度の適用を受けることはできない。

- a. パイオニアステータス

- b. 投資税額控除(ITA)
- c. 再投資控除(RA)
- d. 海運ビジネスによる利益に認められた免税措置
- e. 1967年所得税法 セクション127において規定された免税措置
- f. 2002年所得税通達(所有権取得原価の所得控除)
- g. 2003年所得税通達(外国会社の買収原価の所得控除)
- h. 7年所得税法 セクション154における規定

### 3-9 源泉税

非居住法人が、マレーシア国内でサービスを提供して所得を得た場合、当該所得はマレーシア国内源泉所得とみなされ、課税の対象となる。多くの場合、それらの所得への課税は、マレーシア国内の会社が海外の会社にサービスの対価を支払う際に、その支払額から源泉して徴収される源泉税により行われる。

マレーシア所得税法においては、源泉税の対象となる所得は、以下に示す4つの条文で規定されており、支払を行う居住法人が源泉徴収を怠った場合には、罰則として、その居住法人は当該費用を損金として所得から控除することができなくなるとともに、源泉税額の10%のペナルティが課せられる。

さらに、2011年以降、源泉徴収額とペナルティの納付が、対価の支払を行った賦課年度の法人税申告納付期限より遅れた場合、納付によって損金算入は認められるものの、損金算入を否認された場合の法人税額との差額(過少申告分)について、誤った申告を行ったことに対するペナルティも課せられる。

#### ● 107A条 非居住者との工事・サービス契約

当源泉税の対象となるのは、マレーシア国内の工事等のプロジェクトで、マレーシア国内で提供されるサービスの対価であるが、他の源泉税と性格が異なる。他の源泉税が被課税者である非居住者の最終的な税金であるのに対し、この107A条の源泉税は、税金の前払いとして暫定的に徴収されるものであり、最終税額ではない。この相違は、この107A条の源泉税が、マレーシア内に恒久的の施設を有している非居住者にのみ課税されることに起因する。

外国会社によるマレーシア国内での建設や工事が恒久的の施設の代表的なものであり、その場合の課税の方法としてこの107A条が設定されている。外国法人が、国内に恒久的の施設を有する場合には、内国法人と同様に税務申告及び納付する義務を有する。しかし、相手が外国法人であるため、申告しないままになってしまふ危険性がある。徴税を確実にすることを目的として、工事の発注者が代金の支払を行う段階で一定の額を徴収しておこうというものである。

税率は、13%、うち10%は、当該外国法人が支払うべき法人所得税の前払いとして、また、残り3%は、当該工事等に従事するため派遣される外国人の個人所得税の前払いとして徴収される。

#### ● 109条 支払利息及びロイヤルティ

外国法人が、マレーシア国内の居住法人に金銭を貸与し、利息を受取る場合、当該利息はマレーシア国内源泉所得として源泉税の課税対象となる。マレーシア税法においては税率を15%と規定している。一方、技術上の特許や意匠、商標などの使用の対価として、外国法人に支払うロイヤルティには、マレーシア税法により、10%の源泉税が課される。

これらの税率については二国間の租税条約で軽減されている場合もある。利息及びロイヤルティに関しては、日本とマレーシアの間で締結された租税条約において10%の税率が規定されている。

#### ● 109B条 資産及び権利の使用等に係るサービス料

支払利息やロイヤルティ以外の国内源泉所得として、109B条では源泉税の課税対象となるサービスの提供と動産のレンタル料が列挙されている。この源泉徴収の税率は10%で、確定税額である。

- a. 資産及び権利の使用に関連して提供されたサービスまたは機械設備の据付・使用に関連して提供されたサービスの対価

- b. 学術的、産業的、商業的事業における経営管理技術に関して提供された技術的指導、援助、サービスの対価
- c. 動産の賃貸借契約に基づくレンタル料

当該源泉税は、マレーシア国内で提供されたサービスのみが対象となるが、サービス料だけでなく、付随して発生する出張者の交通費等の経費（ホテル代は除く）も当該源泉税の対象となる点に留意が必要である。

● **109F条 マレーシア源泉所得とされる所得税法セクション4(f)に規定されている、非居住者へのその他の所得の支払**

所得税法セクション4(f)に規定されている、マレーシア源泉所得とされる、非居住者へのその他の所得とは、同法セクション4(a)から4(e)の規定に該当しない利得及び利益（注）であり、以下の条件に合致する取引が対象となる。

1. 資本的取引ではなく損益取引であること
2. 受領者にとって、事業活動の過程で受領したものではなく臨時の雑収入のようなものであること
3. 取引が独立したものであること
4. 反復した受領がないこと

（注）セクション4(a)は事業所得、4(b)は雇用所得、4(c)は利子・配当等、4(d)は賃貸料・ロイヤルティ、4(e)は年金・恩給・その他の定期的な受取額、が該当している。

内国歳入庁（IRB）が示した具体例としては、手数料（コミッション）、保証料（例えば国外親会社に対する債務保証料）及び紹介料が示されている。ただしIRBが例示したもの（コミッション、保証料、紹介料）には、所得税法セクション4(a)に該当するべきものも含まれているので、その解釈については留意が必要である。

また、以下の場合にマレーシア国内で稼得した所得とみなされる。

1. 利得または利益の支払義務が連邦政府、州政府または地方政府にある場合 または
2. 利得または利益の支払義務がマレーシア居住者にある場合
3. そのような支払が、マレーシアで事業を営む者の帳簿上費用として取り扱われる場合

### 3-10 外国税額控除

外国税額控除とは、マレーシアの法人が、国外で生じた所得（国外源泉所得）について外国の課税を受ける場合に、マレーシア及びその他の外国の双方で二重に所得税が課税されることを調整するために、マレーシア法人所得税から、当該外国で支払った外国所得税の一一定額を控除する制度である。

しかし、マレーシア所得税法において、国外源泉所得を免税所得としているため、外国で支払った外国所得税（源泉所得税等）がある場合であっても、マレーシアの納税主体に二重課税が生じることはないため、外国税額控除は本質的に適用されない場合が多い。

一方、マレーシアの納税主体がマレーシア国外から受領したマレーシア国内源泉所得に対して、租税条約締結国である外国で源泉税などの外国所得税が課された場合に、マレーシアの納税主体が受領したのは、国外源泉所得ではなく、国内源泉所得であるという理由で、マレーシア国内においても法人税が課されるという二重課税が生じていた。そこで、2007年国家予算における税制改正により、賦課年度2007以降は、租税条約に基づく外国税額控除を取ることができる項目として、「マレーシア国内源泉所得に外国の租税当局が課した税」が加わっている。

## 4 税務上の優遇措置

マレーシアでは製造業、農業、ホテル業及び観光業、研究開発事業、人材育成事業、その他の事業などにおいて、マレーシア政府により、「促進製品」と「促進事業」とされた製品及び事業に対して税務上の優遇措置が準備されている。これらの税務上の優遇措置は1986年投資奨励法及び1967年所得税法において規定され、その多くは、法人所得からの所得控除という形を取っている。優遇措置の適用を受けるためには、一定の条件を満たす必要があり、かつ、基本的に適用前に事前承認を要する。

### 4-1 製造業に対する税務上の主要な優遇措置

#### ① パイオニアステータス

パイオニアステータスとは、投資促進法(Promotion of Investment Act)で規定され、「奨励活動」または「奨励品目」に従事する企業に対して付与されるものであり、「奨励活動」または「奨励品目」にかかる事業から得た法人所得税額の全額または一部について、原則として生産開始日から5年間において法定所得の70%が免税となる優遇措置である。パイオニアステータス期間中の未使用の繰越損失及び未控除の減価償却費については、無期限に繰り越し可能で、所得から控除しきれなかった金額は全額が控除されるまで繰り越し可能である。

#### ② 投資税額控除 (ITA: Investment Tax Allowance)

投資税額控除は、投資促進法で規定され、「奨励活動」または「奨励品目」に従事する企業に対して付与されるものであり、原則として適格資本的支出金額の60%が所得の70%を限度に控除できるという恩典である。所得から控除しきれなかった金額は全額が控除されるまで繰り越し可能である。

パイオニアステータスと投資控除は製造業ライセンスの申請と同時にMIDA(マレーシア工業開発庁)で審査され認可されるものであるが、同時に申請不可であるため、いずれかを選択する必要がある。

パイオニアステータスは、一定期間の法定所得に対する法人税が免税されるため、生産開始当初から利益が見込める企業にとって有利であり、一方、投資控除は投下資本額に対する一定割合の法人税が免税されるため、投資規模が大きい、または生産開始当初は利益が見込めない企業にとって有利である。

パイオニアステータスと投資控除は異なる奨励活動または奨励品目であっても同時申請は不可であるため、異なる申請を行う場合はPS期間終了後に行うか別法人を設立して申請する。

#### ③ 再投資控除 (RA: Reinvestment Allowance)

1967年所得税法においてマレーシアの会社は生産活動に用いられる機械装置、工場への適格資本的支出のうち、一定の条件(※)を満たすものについては、原則として当該資本的支出の金額の60%を限度として、再投資控除の適用をうけることが認められている。

再投資控除の適用を受けるためには、資本的支出が生産能力の増大、または、コスト削減のための生産設備の近代化・自動化、または、製品の多様化を目的としていること及び会社が既に36ヶ月以上操業していることが必要となる。なお、パイオニアステータスまたは投資税額控除の適用を受けている会社については、当該適用期間中、同時に再投資控除の適用を受けることはできない。

再投資控除を適用した機械装置、工場建物など取得から5年以内に売却または除却した場合には再投資控除は適用開始時に遡って取り消されるとされていたが、賦課年度2015より、再投資控除の取り消しは、売却または除却年度の課税所得とみなすことされた。

賦課年度1998以降は、最初の資本的支出がなされた年度から15年以内に実施された資本的支出に再投資控除が認められている。

なお、会社が同じグループ内の他の会社により既に再投資控除が適用された資産を取得した場合、再投資控除を適用することはできない。また、会社の合併及び再編により取得された資産については再投資控除を適用することはできない。

(※) “製造(Manufacturing)”活動については、所得税法別表 7A にて具体的かつ明確に定義が定められている。ここで、単純な工程(Processing)については含まれないとされている(例示:梱包、取り付け、ミキシング、単純な組み立て等)。

#### ④ 輸出促進のための優遇措置

輸出促進のため、マレーシアにおける製造業の会社は、以下の金額相当額を税額控除することが認められる。

輸出額の付加価値の増加分 (Value of increase in export)について

- 輸出品の付加価値が30%以上の場合、輸出増加額の10%
- 輸出品の付加価値が50%以上の場合、輸出増加額の15%

賦課年度2003よりマレーシア資本60%以上の製造業の会社は、次の優遇措置が受けることができる。

- 著しい輸出の増加を達成した場合、輸出増加額の30%
- 新規輸出市場を開拓した場合、輸出増加額の50%
- 当該業種において最も著しい輸出増加を達成した企業に対して、輸出増加額全額

#### ⑤ 特定費用の二重控除

一部の費用については二重控除が認められている。二重控除が認められた費用は、実際の費用支払額・発生額に対して、2倍の損金算入が認められる。例えば、以下の費目については二重控除が認められる。

- 1) 輸出入貨物及び輸出信用保険の損害保険料
- 2) 教育訓練費(承認された研修プログラムまたは所定の教育研修機関におけるものに限る。なお、賦課年度2015より、会計、財務、プロジェクトマネジメントなどの分野における専門資格取得にかかる研修費用も追加された)
- 3) 輸出促進費

居住者である企業が、マレーシアの工業製品及び農産物の輸出を促進するために費やす特定の経費は、二重控除の対象となる。

具体的には次の経費が対象となる:

- 1) 海外での広告費
- 2) 海外への無料サンプルの提供費
- 3) 輸出市場調査費
- 4) 海外での商品入札応募の準備費
- 5) 海外へ技術情報の提供費
- 6) 貿易・産業展示会、バーチャル・トレード・ショー、トレード・ポータルへの展示や参加にかかる費用。それに伴う従業員の海外出張の渡航費(エコノミー・クラスに限定)
- 7) 従業員の海外出張での1日300リンギットまでの宿泊代と、1日150リンギットまでの食事代等必要経費
- 8) 海外に設置した輸出促進用の販売事務所の維持費
- 9) 輸出用パッケージのデザインのため、マレーシアのプロのデザインサービスを受けた場合の費用
- 10) 海外における入札の可能性を探るための事前調査費
- 11) 国際レベルのコンペに参加する際の、建築模型やエンジニアリング・モデル、概念図、3次元アニメの制作費(これは賦課年度2005から有効)
- 12) 国内外の貿易・産業展示会への参加費
- 13) マレーシアにおける常設展示や海外のエキシビション・センターで開催される展示会への参加にかかる費用。
- 4) 研究開発費

認可対象となる研究開発を行った際の収益的支出について、二重控除を受けることができる。研究開発企業や請負研究開発会社から受けたサービスに対する支払についても対象となる。研究開発費の二重控除については、内国歳入庁通達 (Public Ruling 5/2004) が公表されている。

## ⑥ オートメーション化投資にかかるCapital Allowance

製造業における工程の自動化を推進する目的で以下のような特別なCapital Allowanceが認められている。

### 1) 労働集約的な産業(ゴム製品、プラスチック、木材、家具、繊維等)

賦課年度2015から2017までの期間、自動化投資の資本的支出に対して4百万リンギットを限度として200%のCapital Allowanceが認められている。

### 2) その他の産業

賦課年度2015から2020までの期間、自動化投資の資本的支出に対して2百万リンギットを限度として200%のCapital Allowanceが認められている。

## 4-2 他の主要な優遇措置

マレーシアから地域の複数の国にまたがって活動をする会社に対しても税務上及び税務上以外の優遇措置が準備されている。以下、概略を説明する。

### ① 経営統括本部(OHQ)

OHQステータスが認められた会社は、適格サービスから生じた下記収益について免税所得となり、賦課年度2003以降、OHQがマレーシア国内の関係会社に対して提供した適格サービスによる収益に関してもOHQ総免税所得の20%を限度として、免税所得として取り扱われることになった。

#### ・ 営業所得

経営統括本部(OHQ)がマレーシア国外の関連事務所や関連会社に提供したサービスによる所得。

#### ・ 利息

経営統括本部(OHQ)がマレーシア国外の関連事務所や関連企業に貸し付けた外貨ローンの利息から得た所得。

#### ・ ロイヤルティ

関連事務所や関連企業に代わって、経営統括本部(OHQ)がマレーシアで実施した研究開発活動から得たロイヤルティ。

免税所得として取り扱われるサービス:

- 一般的な経営管理業務
- 経営企画・調整
- 材料、部品、完成品の調達
- 技術サポート及びメンテナンス
- 営業管理及び販売促進計画
- 情報処理及び管理
- 財務及びファンドマネジメント
- コーポレイト・ファイナンス・アドバイザリー・サービス
- 研究開発
- 教育訓練及び人材管理

税務上の恩典以外の優遇措置

- マレーシア国内銀行、ラブアンオフショア銀行及び外国銀行から自由に外貨借入が可
- 金額の制限なく、自由にリンギット建借入が可
- 国内借入金額が10,000,000リンギット以下であれば、自由に国内借入金による外国投資(株式、貸付)が可
- OHQが、他の居住者への貸付目的のために行わないことを条件に、外貨建借入をマレーシア国内銀行、認可マーチャンパンク、非居住者などから、自由に外貨建借入を自由にできる

- 保有外貨や外貨建借入により、海外投資(貸付を含む)が自由にできる。また、国内借入金がない場合、または国内借入金がも暦年1,000万リンギットまでの場合、海外投資のために、リンギットを自由に両替することができる
- 外貨預金口座の保有
- 必要に応じた外国人駐在員の就労枠が認められる
- 国外の専門家サービスの利用(国内で受けられない場合)
- 固定資産の保有(OHQ運営目的)
- 機械、機器、原料に関する輸入税・物品税・販売税の免除

駐在員に課税される個人所得税はマレーシアに滞在した日数分のみになるという特典も用意されている。

また、OHQがマレーシア国外の会社から受領した利息や配当金など、マレーシア国外源泉所得はマレーシア国内での課税の対象外となる。

OHQのステータスを得るために、下記の条件を満たし、かつ、マレーシア工業開発庁(MIDA)へ申請を提出し、承認を得る必要がある。

- 1965年会社法に基づき設立されたマレーシア法人
- 払込資本金500,000リンギット以上
- 年間総支出(運営費)1,500,000リンギット以上
- 3種以上の適格サービス
- マレーシア国外の関係会社3社以上にサービスを提供
- 3人以上の管理職・役職クラスの従業員
- マレーシア国外での相当なグループネットワーク(親会社、本社、関連会社含む)
- 資格を持った専門家、技術者、職員など相当多数の従業員を抱える確立されたグループネットワーク

ただし、後述のPrincipal Hub導入に伴い2015年4月末をもって本制度は廃止された。既存の承認済みのステータスは承認期間の満了をもって終了となる。

## ② 國際調達センター(IPC)と地域流通センター(RDC)

IPCは通常、製造業を営む会社により設立された国をまたがる地域の集中調達センターとして、グループ内外の会社との間で材料及び部品及び製品の調達及び販売を行う会社である。また、RDCとは自社のグループ会社が製造した自社ブランドの製品、部品、スペアパーツを国内外から調達し、調達物品を国内外のディーラー、代理店、関連子会社へ販売、輸出、配送を行う会社である。RDCの活動には、積荷の解体、再梱包及びラベリングが含まれる。

IPC・RDCステータスの会社は法定所得が10年間にわたって免税となる優遇措置を受けることができる。

税務上の恩典以外の優遇措置：

- 100% 外資による出資
- 必要に応じた外国人駐在員の就労枠が認められる
- 外貨口座の保有
- 為替先物取引(輸出代金)
- 自由工業地域、保税工場、保税倉庫及び自由商業地域へ再梱包や荷造りのために出荷する際の間接税免除

IPC・RDCのステータスを得るために、下記の条件を満たし、かつ、マレーシア工業開発庁(MIDA)へ申請を提出し、承認を得る必要がある。

- 1965年会社法に基づき設立されたマレーシアの法人
- 払込資本金500,000リンギット以上
- 1年間当たり総支出1,500,000リンギット以上
- マレーシアの空港、港湾を使用すること

- 3年目までに、50,000,000リングット以上の売上を達成すること（うちマレーシア国内を通過しない第三者間の輸出入取引への関与は30%まで可）
- マレーシア国内への売上が総売上の20%以下

また、10年間の免税措置の適用を受けるためには下記の事項を満たすことを求められる。

- 年間総売上が100,000,000リングット以上
- 年間総売上のうち、80%が輸出売上、かつ50%が直接輸出売上

駐在員に課税される個人所得税はマレーシアに滞在した日数分のみになるという特典も用意されている。

ただし、後述のPrincipal Hub導入に伴い2015年4月末をもって本制度は廃止された。既存の承認済みのステータスは承認期間の満了をもって終了となる。

### ③ マルチ・メディア・スーパー・コリドー（MSC）ステータス

MSCとは、アジアにおけるIT開発の拠点として、マルチメディア製品やサービスを創出、流通、利用する場をマレーシア政府が提供するものであるマルチメディア開発公社（MDeC）により、Cyberjaya、Kuala Lumpur City Centre、Technology Park Malaysia、PenangのBayan Lepas、KedahのKulim Hi-Tech Park がサイバーシティとして認められている。

MSCステータスを認可された会社は下記のような優遇措置が享受できる。

- 100% 外資による出資が認められる
- 必要に応じ外国人知識労働者の就労枠が認められる
- パイオニア・ステータスが付与され法人税10年間にわたり免税。または、5年間の100%の投資税額控除（ITA）
- マルチメディア関連機器の輸入関税免除
- 研究開発助成金が受けられる（マレーシア資本がマジョリティを占めるMSC企業対象）

### ④ 資金管理センター（TMC）

TMC（Treasury Management Centre）は、国内ないし海外の関係会社に対し、資金管理サービスを提供する場合に、以下のようないくつかの優遇措置を受けることができる。

- 関係会社に対する適格の資金サービスから生じる法定所得について、5年間70%を免税
- 適格活動のために使用される海外からの借入金にかかる支払利息の源泉所得税の免除
- 適格活動のためのローン契約書／サービス契約書にかかる印紙税の免除
- TMCに勤務する外国人は、マレーシアでの滞在日数分の所得にのみ課税される
- 100% 外資による出資

TMCのステータスを得るためにには、下記の条件を満たし、かつ、マレーシア工業開発庁（MIDA）へ申請を提出し、承認を得る必要がある。なお、2016年12月31日までに受理された申請が対象となる。

- 1965年会社法に基づき設立されたマレーシアの法人
- 払込資本金500,000リングット以上
- 1年間当たり総支出1,500,000リングット以上
- 3人以上の管理職・役職クラスの従業員
- マレーシア国外の関係会社3社以上にサービスを提供

### 4-3 新たな優遇措置

2015年5月1日よりPrincipal Hub(地域統括ハブ)にかかる新しいインセンティブ制度が導入された。Principal Hubは、既存の経営統括本部(OHQ)、国際調達センター(IPC)、地域流通センター(RDC)に置き換わる制度となるものである。

Principal Hubとは、マレーシア現地法人であって、グローバル企業が一定の地域においてまたはグローバルにビジネスを行うにあたってのリスクマネジメント、意思決定、戦略的な事業活動、流通活動、金融、人事といった主要なファンクションをマレーシアにおいて実行、管理し、またはサポートする会社をいう。

本制度導入の趣旨は、増えつつあるグローバルオフショアリングのトレンドに適応し、近隣諸国との競争におけるグローバル統括拠点としてのマレーシアの地位を強化することにある。

Principal Hubとして認定された企業は、下記3つのカテゴリーで法人所得税の減免を享受することが可能となる。

|              | Tire3 |    | Tire2 |    | Tire1 |    |
|--------------|-------|----|-------|----|-------|----|
| インセンティブ期間(年) | 5     | +5 | 5     | +5 | 5     | +5 |
| 法人所得税率       | 10%   |    | 5%    |    |       | 0% |

Principal Hubとして認定されるための要件は下記のとおり。

#### 【共通要件】

- マレーシア会社法(1965年)に基づき設立された払込資本金がRM 250万以上の現地法人
- 最低3つの適格サービスの提供

#### 【カテゴリー別要件】

|   | Tire3                             |        | Tire2                       |        | Tire1                       |        |  |  |  |  |
|---|-----------------------------------|--------|-----------------------------|--------|-----------------------------|--------|--|--|--|--|
| インセンティブ期間(年)  | 5                                 | +5     | 5                           | +5     | 5                           | +5     |  |  |  |  |
| (条件)<br>3年目末までに最低月次給与RM5,000以上の高付加価値業務(注1)に従事する従業員数。なお、少なくとも50%はマレーシア人である必要がある。 | 15人                               | +20%増加 | 30人                         | +20%増加 | 50人                         | +20%増加 |  |  |  |  |
| 最低月次給与RM25,000以上のキーポジション  | 3人                                |        | 4人                          |        | 5人                          |        |  |  |  |  |
| 年間事業経費  | RM300万                            | +30%増加 | RM 500万                     | +30%増加 | RM1,000万                    | +30%増加 |  |  |  |  |
| 適格サービス(注2)  | 1つのStrategicサービス+2つのその他サービス       |        | Regional P&Lサービス+2つのその他サービス |        | Regional P&Lサービス+2つのその他サービス |        |  |  |  |  |
| マレーシア国外への関連会社等(注3)へのサービス提供数   | 3                                 |        | 4                           |        | 5                           |        |  |  |  |  |
| マレーシア国内サービスの利用  | 国内の銀行、金融サービス、物流、法務・調停等のサービスの重要な利用 |        |                             |        |                             |        |  |  |  |  |
| 製品の売買を対象に含め申請する場合の売上高に関する追加要件   | RM 3億                             |        |                             |        |                             |        |  |  |  |  |

(注1)マネジメント・経営分析・コミュニケーション・問題解決能力、あるいは高度なIT技術といった、経営、技術、プロフェッショナル性などにおいて高度で多様なスキルを要する仕事をいう。

(注2)適格サービスの内容

(注3)関連会社等とは、子会社や関連会社、支店、ジョイントベンチャー、フランチャイズの他、サプライチェーンや事業上の契約に基づく取引先などを指す。

| 項目            | 種類  |
|---------------|---|
| Strategicサービス | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Regional P&amp;L/Business Unit Management<br/>会社の経営資源の配分に直接の影響を与えるような会社の成長に焦点を充てた損益管理をいう。具体的には、一定地域またはグローバルにおける指示の決定、予算と実績のモニタリング、投下資本利益率を向上させるためのプログラムを達成するための活動などをいう。</li> <li>2. 戦略的事業計画及び経営企画</li> <li>3. 資金調達・運用に関するアドバイザリーサービス</li> <li>4. ブランド管理</li> <li>5. 知的財産管理</li> <li>6. 上級レベルの人材採用と管理</li> </ol> |
| Business サービス | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業に関する入札管理</li> <li>2. 財務資金管理</li> <li>3. 試験研究開発</li> <li>4. プロジェクトマネジメント</li> <li>5. マーケティング</li> <li>6. 事業開発</li> <li>7. テクニカルサポート、コンサルティング</li> <li>8. 情報処理、管理</li> <li>9. 市場リサーチ</li> <li>10. 資材調達、購買、流通</li> <li>11. ロジスティックスサービス</li> </ol>   |
| Shared サービス   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育訓練、人事管理</li> <li>2. 財務会計(会計処理、内部監査)</li> <li>3. 総務</li> <li>4. ITサービス</li> </ol>  |

【税務以外の便宜措置】

- ① 製品の販売会社については、最終消費地への販売前における、製造、再梱包、貨物混載のための、原材料、コンポーネント部品、最終製品の自由工業地域(FIZ)、保税工場(LMW)、自由商業地域(FCZ)への持ち込みにかかる輸入関税が免税となる。
- ② オーナーシップに対するローカル資本の条件はない。
- ③ 外国駐在員のポストは、申請者のビジネスプランによる(ただし、申請時の外国駐在員にかかる政策にもよる)。
- ④ ローカル資本のサービスが利用可能でない場合に限り、海外のプロフェッショナルサービスを利用できる。
- ⑤ 外国資本の会社は、ビジネスプランの実行に必要な範囲において固定資産の取得が認められる。
- ⑥ 柔軟な外国為替の運営が適用される。

Principal Hubは、マレーシア投資開発庁に対して2015年5月1日から2018年4月30日までの期間に申請できるとされている。

# 5 個人所得税

## 5-1 納税者の区分(居住・非居住者)

### ● 課税の相違点

居住者には後述する所得控除や税額控除を受け、かつ、所得金額ごとの累進税率が適用されるが、非居住者の所得は所得控除も税額控除も一切適用されず、かつ、一律25%で課税される。

### ● 所得税法上の居住者の定義

所得税法上の居住者の意味は所得税法7条(1)において定義が示されている。下記のうちいずれか1つに該当する場合に所得税法上の居住者となる。

- 1) 当暦年に182日以上滞在した場合。この滞在中、就労していたか否かは関係ない。
- 2) 当暦年の滞在日数は182日未満であるが、前暦年からあるいは翌暦年に連続して182日以上滞在する場合、当暦年において所得税法上の居住者となる。例えば、赴任初年度の暦年には40日しか滞在しないが、翌暦年からは1年を通じてマレーシアにおける勤務が予定されている場合や、逆に、日本への帰国が決まって、当年度の滞在日数が40日しかないという場合などを想定している。
- 3) 当暦年における滞在が90日以上182日未満であり、直前の過去4年間のうち3年間に居住者であったり、90日以上滞在した場合には、当暦年において居住者となる。
- 4) 過去3年間及び翌年度においても居住者となる者は、当年度に全くマレーシアを離れていても居住者となる。マレーシア人が1年間だけマレーシア国外に出るような場合などを想定している。

## 5-2 税率

GSTの導入に伴い、賦課年度2015から居住者に適用される累進税率は以下のとおり改正された。ただし、賦課年度2016以降、600,000超-1,000,000以下に対して26%、1,000,000超に対して28%が適用される提案がなされている。

|                 | 改正前(%) | 賦課年度2015以降(%) | 減税率(%) |
|-----------------|--------|---------------|--------|
| 1-5,000         | 0      | 0             | —      |
| 5,001-20,000    | 2      | 1             | 1      |
| 20,001-35,000   | 6      | 5             | 1      |
| 35,001-50,000   | 11     | 10            | 1      |
| 50,001-70,000   | 19     | 16            | 3      |
| 70,001-100,000  | 24     | 21            | 3      |
| 100,001-250,000 | 26     | 24            | 2      |
| 250,001-400,000 | 26     | 24.5          | 1.5    |
| 400,000超        | 26     | 25            | 1      |

一方、非居住者に対しては既述のとおり、所得金額に関わらず、一律 25%の税率が適用される。ただし、賦課年度 2016 以降は 28%の税率が適用される提案がなされている。

## 5-3 課税年度

賦課年度(Year of Assessment)と呼ばれる暦年基準で申告及び納税が行われる。法人所得税のように基準年度(Year of Basis)という考え方ではない。

## 5-4 申告・納税手続

### ● 月次源泉税

給与・手当等に関する源泉税は、毎月の支払時に雇用者が源泉徴収し、マレーシア国税当局(IRB)へ翌月15日までに納付する(Monthly Tax Deduction: MTD)。従来は毎月10日までに納付する必要があったが、2015年1月以降、毎月15日までに延長された。

### ● 確定申告

翌暦年の4月30日までに申告書をマレーシア国税当局(IRB)へ提出すると同時に確定税額と月次源泉税の累積納付額との差額を納付する。ただし、事業所得がある個人は、翌暦年の6月30日が提出及び納付期限である。

なお、2009年12月31日に終了する賦課年度以降より、自己申告納税制度が実施され、全ての雇用主は、その従業員の給与所得の申告書(フォームE)を翌年3月31日までに提供しなければならない。また、雇用主はその従業員に対してその給与所得証明書(フォームEA)を翌年2月末日までに作成して提供しなければならない。

また、賦課年度2014以降、下記の条件を全て満たし、月次の源泉徴収の累計額が最終税額と等しくなる場合、確定申告書の提出が不要となる。

- 所得税法13条に規定される給与所得のみを受領する被雇用者(現物給与は含まない)
- 1994年の所得税法通達に従った源泉徴収を行う被雇用者
- 曆年12ヶ月の間、同じ雇用者に従事する被雇用者
- 所得税が会社負担でない者

## 5-5 課税対象となる所得

### ● 給与所得

マレーシア源泉所得とみなされる給与所得(所得税法13条2項)

- (1) マレーシア国内で就労している限り、雇用者が海外法人であっても、また、給与が海外で支給された場合であっても、マレーシア源泉所得とみなされる。
- (2) マレーシアでの業務と関連する海外出張は、国内の就労とみなされる。
- (3) マレーシア国外で就労している場合であっても、それが国内の業務と関連不可分のものである場合は、国内の就労とみなされる。
- (4) マレーシア法人の取締役として受ける報酬は、本人が国内に居住しているか否かを問わず、全てマレーシア源泉所得である。
- (5) マレーシア居住者(法人)により運営される船舶、航空、運輸業において実施される就労は全て国内での就労とみなされる。

※ 各種手当・旅費手当、出張手当等は課税対象。ただし、経費の実費精算であれば非課税。

## ● 臨時収入

臨時収入の中で課税対象となる項目のうち代表的なもの

(1) 会社が負担する個人所得税

(2) 各種クラブ会員権の年会費等

従業員個人名義の年会費等を会社が負担する場合、入会金及び月／年会費とも課税対象となる（会社名義の場合は、現物支給となる）。

(3) 会社が負担する子弟の教育費

会社が従業員の子弟の教育費を負担した場合、その全額が課税対象となる。

(4) 旅行手当

会社が負担する旅行費用は基本的に課税対象となる。ただし、年1回海外帰省費のうち3,000リンギットまでの会社負担額、国内帰郷手当では、年3回までの本人及び家族の食事及び宿泊費を含む旅行費用は免税となる（超過分は課税対象となることに留意）。

(5) 保険料

従業員の家族または代理人が保険金の受取人となっている、会社が負担する保険料は臨時収入となる。なお、事故の場合に労働者を保護するグループ保険、SOCSOの代替として外国人労働者に対して支払わなければならない保険料、出張で従業員に掛ける従業員海外旅行保険で会社が負担する保険料は臨時収入とはならない。

## ● 現物給与

現物給与の中で、課税対象となる項目のうち代表的なもの

(1) 住居の提供

(a) アパート

（家具を除く）住居の賃借料実額または総所得金額の30%のいずれか小さい額

(b) ホテル

総所得金額の3%

(2) 家具

居間、台所、寝室に基本的な家具が備えられている場合には1ヶ月当たり70リンギット

エアコン、カーペット、カーテンの内1つ以上が備えられている場合には1ヶ月当たり140リンギット

台所用具など全ての家具が完備されている場合には1ヶ月当たり280リンギット

(3) 自動車及び関連経費の支給

所得への加算額／年間

（単位：リンギット）

| 車両価額              | 自動車    | 燃料費   |
|-------------------|--------|-------|
| 50,000 以下         | 1,200  | 600   |
| 50,001 ~ 75,000   | 2,400  | 900   |
| 75,001 ~ 100,000  | 3,600  | 1,200 |
| 100,001 ~ 150,000 | 5,000  | 1,500 |
| 150,001 ~ 200,000 | 7,000  | 1,800 |
| 200,001 ~ 250,000 | 9,000  | 2,100 |
| 250,001 ~ 350,000 | 15,000 | 2,400 |
| 350,001 ~ 500,000 | 21,250 | 2,700 |
| 500,001 以上        | 25,000 | 3,000 |

(注1) 自動車とその燃料費を会社が提供及び負担している場合、職務利用における給油カードまたは給油手当または出張手当または有料道路カードの支給については、年間6,000リングットを上限として課税対象とならない。ただし、自宅と職場間の通勤のための燃料費と職務利用のための燃料費を明確に区別できない場合は、通勤と職務利用の燃料費については、年間6,000リングットを上限となることに留意が必要である。

(注2) ① 職務利用による給油カード/給油手当／通勤手当の支給について年間6,000リングットを超える部分の支給額の合計金額と、  
② 上記の現物支給額に係る自動車及び関連経費の一覧表から規定される燃料費の現物支給額、のいずれか少ない方を加算すべき所得と判断するのが実務的な対応である。

(4) 各種クラブ会員権の年会費等  
会社名義の場合(年会費等を会社が負担する場合)は、月／年会費は現物給与として加算(入会金は課税対象とならない)

## 5-6 所得控除

### 控除額

|                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| 1) 基礎控除            |                       |
| ▪ 通常の場合            | 9,000                 |
| ▪ 身障者の場合           | 15,000                |
| 2) 配偶者控除           |                       |
| ▪ 通常の場合            | 4,000                 |
| ▪ 身障者の場合           | 7,500                 |
| 3) 扶養控除            |                       |
| ▪ 18歳未満子息1人につき     | 2,000                 |
| ▪ 身体障害児の場合         | 6,000                 |
| ▪ 18歳以上の大学生1人につき   | 8,000                 |
| 4) 両親の為の医療費        | 最高 5,000              |
| 5) 重病に対する医療費       | 最高 6,000              |
| 6) 身体障害者補助器具購入費    | 最高 6,000              |
| 7) 生命保険料及びEPF拠出金   | 最高 6,000              |
| 8) 私的退職年金スキームへの拠出金 | 最高 3,000              |
| 9) 教育・医療保険料        | 最高 3,000              |
| 10) 技術職業訓練教育研修費    | 最高 5,000              |
| 11) 書籍購入代金         | 最高 1,000              |
| 12) コンピュータ購入費用     | 賦課年度2007以降3年に1回 3,000 |
| 13) スポーツ用品購入費用     | 最高 300                |
| 14) SOCSO          | 最高 250                |

## 5-7 税額控除

個人所得税額は「総所得金額－各種所得控除金額＝課税所得金額」に税率を乗じて算出される。さらに個人所得税額から控除できる項目があり、割戻控除(Tax Rebate)と呼ぶ税額控除が与えられている。以下の項目が認められている。

- (1) 低所得納税者:課税所得が1暦年において35,000リンギット以下の個人…400リンギット
- (2) 特定の宗教上の寄付金…実額
- (3) 雇用バス等に係る移民局への支払…実額

## 5-8 預金利子の非課税

2008年8月30日以降、個人が受け取った全ての金融機関からの預金利息は全額免税となっている。

## 5-9 非居住者に対する免税

マレーシア所得税法では、通算の就労日数が60日以下の場合、その間の就労による給与所得への課税は免除される。また、相手国によっては、マレーシアとの間の租税条約により、免税に関して規定されている場合がある。

## 6 移転価格税制

マレーシアでは従来、所得税法140A条に、一般的な関連者間取引に関する規定が置かれていたが、2012年5月にIncome Tax (Transfer Pricing) Rules 2012、2012年7月に移転価格ガイドラインが公表され、移転価格に関する具体的な法的要請が明らかにされた。また、2013年4月1日に発効されたTax Audit Frameworkの中でTransfer Pricing Audit Frameworkが新設され、移転価格に係る税務調査ガイドラインも整備された。

### 6-1 Income tax (Transfer Pricing) Rules 2012

Income Tax (Transfer Pricing) Rules 2012の主な内容は以下のとおりである。

- 移転価格同時文書化(関連者間取引の実施と同時期(contemporaneous)に移転価格文書を用意すること)を要求。
- 独立企業間価格の算定方法として、いわゆる基本三法(独立価格比準法: Comparable uncontrolled price method、再販売価格基準法: resale price method、原価基準法: Cost plus method)が優先され、基本三法が適用できない場合に、その他の方法(利益分割法: Profit Split method、取引単位営業利益法: Transactional net margin method)を使用することができる。
- 独立企業間価格の決定に際しては、各年度ごとの比較(year- by- year comparison)が要求される。
- 関連者間取引の経済的実態が契約と異なっていたり、アレンジメント事態に経済的合理性が無い場合には、IRB長官によって形式上の取引が無視されたり再評価される可能性がある。
- グループ内の役務提供取引の独立企業間価格の決定に際しては、納税者は、当該サービスが納税者にとって経済的または商業的価値を有する活動であり、対価が正当であることを実証する必要がある。
- 関連者間での費用分担契約(Cost Contribution Arrangement)、無形資産の売却またはライセンス、グループ企業間の資金融通活動についても、独立企業間価格を考慮する必要がある。

### 6-2 移転価格ガイドライン

移転価格ガイドラインには、移転価格に関する納税者の責任と移転価格文書の要求事項に関するより詳細なガイダンスが提示されている。移転価格文書は、税務申告書とともに提出する義務はないが、IRBから要求された場合には、30日以内に提出することが要求される。

移転価格ガイドラインの主な内容は以下のとおり。

- ガイドラインでは以下の重要性の基準値が設定されている。
  - ✓ 総売上高が25百万RM かつ関連者取引の合計金額が15百万RM以上
  - ✓ 財務的支援の合計金額が50百万RM以上

この基準値を下回る納税者は、組織図、関連者取引の内容及び関連する移転価格ポリシーのみからなる簡便な(Short-Form)移転価格文書の適用が認められる。これは、小規模会社に対する移転価格文書作成にかかる負荷を低減するための措置である。

- ガイドラインには、IRBが要求する移転価格文書についての非常に詳細な要求事項が記載されている。特にグループ内サービス、無形資産取引、資金融通活動、費用分担契約については、特別な文書化の要求事項がAppendix Aに記載されている。
- ベンチマー킹分析は、各年度ごとの比較(year-by-year basis)が要求されるとともに、IRBは、比較可能企業の選定においてローカル企業との比較を好む旨が示されている。
- 新しいペナルティの体制が明記され、具体的には、取引の実施と同時期に移転価格文書を準備していない納税者には35%、適切に準備している納税者には25%のペナルティレートが適用される。

なお、移転価格にかかる更正の遡及期間が7年に引き上げられることとなった。

### 6-3 事前確認制度(Advance Pricing Agreement, APA)

マレーシアでは、APAの申請はそれほど活発には実施されていなかったが、2012年5月にIncome Tax (Advance Pricing Agreement) Rules 2012、2012年7月にAPAガイドラインが公表され、当該Rule、ガイドラインにおいて、APAの申請に関する具体的な手続き、タイムラインが規定された。マレーシアにおいても今後APAの申請が増加していくものと見込まれる。

# 7 間接税

## ● 売上税、サービス税

2015年4月1日付けで施行されたGSTの導入に伴い廃止された。

## ● GST

2015年4月1日より新たに導入された。GSTとは、物品及びサービスの提供に係る付加価値に対して、取引の各段階ごとに課税するものであり、従来の売上税・サービス税に代わる課税システムである。GSTの標準税率は6%である。

### (1)課税の範囲

GST課税の範囲は、次のとおり。

- ① 「課税業者」が、「マレーシア国内」で、「事業目的」で行う、「課税取引」となる物品の販売またはサービスの提供
- ② 「マレーシア国内」への物品またはサービスの「輸入取引」

GST課税の範囲は「マレーシア国内」に限定されるが、これはマレーシア国内間の物品・サービス取引のみならず、マレーシアからの物品の輸出取引も含まれる。

### (2)課税取引と非課税取引

GSTは、課税取引と非課税取引に分類されるが、課税取引には、標準税率(6%)が適用される取引とゼロ税率が適用される取引が含まれる。ゼロ税率の課税取引と非課税取引は、売上にかかるGSTの徴収を行わない点では同じであるが、仕入にかかるGSTの仕入控除の可否において異なるため、その区別が重要となる。

### (3)課税業者

課税業者とは、マレーシアで課税対象取引を行い、かつ年間の課税対象売上高がRM50万以上の者と定義されており、該当する事業者はGSTの登録を行う必要がある。課税業者は、当該GSTの登録を行わない限り、後述するTax Invoiceを発行することができず、またGSTの仕入控除も受けられない。よって、年間の課税対象売上高がRM50万未満であっても、自主的にGST登録が可能とされている。

GST登録の課税業者には、課税期間における課税取引にかかるGST(売上GST及び仕入GST)の集計、課税取引にかかるTax Invoiceの発行、課税期間の翌月末までにGST申告・納税の義務が課せられる。

### (4)課税点

課税点とは、物品・サービスの供給が行われた時点(課税取引がなされた時点)であり、原則としては、物品における課税点は、物品の出荷時点となり、サービスにおける課税点は、サービスの提供時点となる。ただし、物品及びサービスにおいて、原則的な課税点より前に、Tax Invoiceの発行、対価の受領がなされている場合には、Tax Invoiceを発行または対価を受領した時点が課税点となる。

実務を配慮して原則的な課税点(物品の出荷、サービスの提供)から21日以内にTax Invoiceが発行されている場合には、当該Tax Invoice発行日が課税点とみなされる。ただし、21日以内にTax Invoiceが発行されていない場合、課税点は原則的な課税点に立ち返る。

### (5)税率

標準税率6%が提案されている。

### (6)課税標準

GSTは、課税標準に税率を乗じた金額となるが(GST=課税標準×税率)、課税標準は、対価が現金の場合には、実際の支払額となり、対価が現金以外の場合には、時価(Open Market Value)となる。よって、標準税率6%における課税標準及びGSTの金額は、対価の額に100/106及び6/106をそれぞれ乗じて計算される。対価が無償の場合についても時価(Open Market Value)が課税標準となる。

## (7) Tax Invoiceと仕入控除

課税期間におけるGSTの集計はTax Invoiceに基づいて行われる。課税業者は、物品の販売またはサービス提供の課税取引については21日以内にTax Invoiceを発行する必要があり、有効なTax InvoiceがなければGSTの仕入控除を行うことはできない(インボイス方式)。よって、有効なTax Invoiceの記載要件(下記、全ての事項につき記載が必要)が重要となる。

i. Tax Invoiceという文言

ii. シリアルナンバー

iii. Tax Invoiceの発行日

iv. サプライヤーの名前、住所、GSTナンバー

v. カスタマーの名前、住所

vi. 提供した物品、サービスの詳細(数量、サービスの内容、金額等)及び課税(標準税率、ゼロ税率)／非課税区分

vii. 値引き額(該当ある場合)

viii. GST課税前の請求合計額、税率、税額(それぞれ区分して表記)

ix. GST課税後の請求合計額

また、前記の記載項目を全て記載することが困難な納税業者(小売業者等)については、関税局長の許可を得ることによって簡易Tax Invoiceの発行も認められる。ただし、カスタマーの名前、住所が記載されていない場合には、RM500の請求額を超える仕入控除が認められないとされている。

課税取引(標準税率及びゼロ税率適用の取引)から生じた仕入GSTは、当該取引が行われた課税期間の申告書において売上GSTと相殺することで仕入控除を行うことになる。仕入控除は、取引から6年間は繰延べることも可能である。また、売上GSTから控除しきれなかった仕入GSTについて、還付請求することも可能で、電子申告の場合は申告後14日営業日以内、マニュアル申告の場合は、申告後28営業日以内に還付がなされることになっている。ただし、関税局長に還付金の支払を留保する権限が与えられているとともに、還付請求にかかる税務調査が同時に行われる可能性もあるので、還付に係る今後の実務に留意する必要がある。

## (8) 申告・納税

申告・納税の対象期間となる課税期間は年間売上高によって決定される。つまり、年間課税売上高がRM500万以上の場合の課税期間は月次となり、RM500万未満の場合の課税期間は3ヶ月となる。課税業者は当該課税期間の翌月営業日末までにGSTの申告・納税を行う必要がある。

例えば、年間課税売上高がRM500万以上の課税業者は、1ヶ月間の課税期間内に行われた課税取引にかかるGSTの集計をTax Invoiceベースを行い、当該GSTの申告・納税を翌月営業日末までに行うこととなる。

## (9) 物品及びサービスの輸入

マレーシア国内取引にかかる課税取引が行われた時点(課税点)、課税取引の金額(課税標準とGSTの金額)、Tax Invoiceの要件、申告・納税について、物品及びサービスの輸入については取扱いがマレーシア国内取引と多少異なる点が下記のとおりである。

|             | マレーシア国内取引  | 物品の輸入                            | サービスの輸入                                 |
|-------------|--|----------------------------------|---|
| 課税点         | 原則: 物品の出荷時及びサービスの提供時<br>例外: Tax Invoiceの発行時または代金の受領時、またはTax Invoiceの21日ルール | 輸入通関時                            | サービスにかかる対価の送金時または、サプライヤーからの請求時のいずれか早い時点 |
| 課税標準        | 対価の額 × 100／106   | 関税評価額 + 物品税                      | サービスの対価(送金額)                            |
| Tax Invoice | Tax Invoiceが必要<br>仕入控除はTax Invoiceが証憑                                      | Tax Invoiceは不要<br>仕入控除は輸入関税書類を代用 | Tax Invoiceは不要<br>仕入控除はサービス提供証憑         |

|         | マレーシア国内取引 | 物品の輸入 | サービスの輸入   |
|---------|-----------|-------|---|
| 申告・納税主体 | 課税業者      | 輸入者   | サービスの受領者<br>サービス提供者ではなく、サービス受領者に申告・納税義務がある(課税業者か否かは問わない)。 |

サービスの輸入とは、マレーシア国外(のサービス提供者)からマレーシア国内(のサービス受領者)へのサービスの提供であり、マレーシア国内で消費されるものをいう。サービスの輸入については、リバースチャージ制が導入されており、サービスの提供を行った者に代わって、サービスの受領者が、その取引に係るGSTを申告・納税する義務を負う。

#### (10) 輸出志向企業への特例

マレーシアで事業展開している日系企業には、その製品の大半を輸出している輸出志向の製造業が多数存在する。輸出物品については、GSTが課税されない(ゼロ税率適用である)ため、仕入GSTについては、最終的に還付される可能性が高いが、仕入に伴いGSTの支払が先行するため、輸出志向の製造業にとっては、一時的にキャッシュ・フローに大きな負担が生じる可能性がある。当該負担を軽減するべく、輸入物品に限って、輸入時のGSTの支払を免除する措置(Approved Trader Scheme、以下、「ATS」)が設けられている。なお、ATSが認可される事業者として、以下の企業等が規定されている。

- ・ 自由工業地域(FIZ:Free Industrial Zones)で活動している企業
- ・ 保税工場ライセンス(LMW:Licensed Manufacturing Warehouse)を有している企業
- ・ 國際調達センター(IPC: International Procurement Centres)／地域流通センター(RDC: Regional Distribution Centres)ステータスを有している企業
- ・ 年間売上が2,500万リンギット以上かつ売上の80%以上が輸出取引である企業

#### ● 輸入関税

輸入関税はマレーシアに輸入される物品に課せられる間接税である。関税コード分類により、製品ごとに0%から60%までの税率が定められている。

##### ・ 免除規定

輸入関税が免除される場合として最も一般的なものは、フリートレードゾーン(FZ)内や保税工場(LMW)ライセンスを有する製造会社が原材料や機械等を輸入する場合である。ただし、これらの製造会社から、当該輸入製品がマレーシア国内市場に出荷される場合には、当然輸入関税が課せられる。

また、輸出製品を製造するために輸入された原材料は、いずれ製品の形で国外に再び出荷されるわけで、国内で消費されるわけではないため、関税が免除される。

マレーシアは、工業化を促進する政策目的から、国内で調達不可能な機械設備の輸入に関しては、免税措置を与えている。この場合は、マレーシア工業開発庁(MIDA)の事前認可が必要である。

#### ● 輸出関税

- 1) 輸出関税は一般的に原油やパーム油などの国的主要產品に課せられる。10%の一定の税率が課せられる原油を除き、他の主要產品には、コスト・プラス方式に基づき、特定価格を超える場合にのみ関税が課税される。
- 2) 日本・マレーシア経済連携協定(JMEPA)が、2005年12月13日に調印、2006年7月13日発効している。

#### ● 物品税

物品税は、酒類、タバコ、自動車・二輪車等、特定品目に対する税金で、税率は様々である。

## 8 その他の税金

### ● 不動産利得税

#### ・課税対象

既述のとおり、資産の売却によるキャピタルゲインは、所得税の課税対象とならない。ただし、不動産あるいは不動産主体会員者（その資産の大半が不動産であるような会社）の株式を売却した場合の譲渡益には、不動産利得税（RPGT - Real Property Gains Tax）が課せられる。2014年現在の不動産利得税の税率は以下のとおりである。

| 不動産の処分までの期間   | 会社  | 個人     |      |
|---------------|-----|--------|------|
|               |     | 国民&永住者 | 左記以外 |
| 取得後2年以内の処分    | 30% | 30%    | 30%  |
| 取得後2年超3年以内の処分 | 30% | 30%    | 30%  |
| 取得後3年超4年以内の処分 | 20% | 20%    | 30%  |
| 取得後4年超5年以内の処分 | 15% | 15%    | 30%  |
| 取得後5年超の処分     | 5%  | 0%     | 5%   |

なお、いくつかの例外も認められており、以下はその例である。

- 個人について1万リングットまたはキャピタルゲインの10%のいずれか大きい金額まで免税
- マレーシア国民または永住者について、生涯で最初の不動産取引から生じる不動産利得税について免税
- 夫婦、親子、祖父母と孫との間の贈与にかかる取引はキャピタルゲインが生じていないとみなされるため実質的に免税

### ● 印紙税

印紙税は広範囲の文書に対して課され、契約金額や文書の性質に応じて税額が異なる。

#### ・不動産の譲渡

| 不動産の移転         | 税率 |
|----------------|----|
| 100,000リングットまで | 1% |
| 次の400,000リングット | 2% |
| 500,000リングット以上 | 3% |

#### ・株式

売却価額または評価額のどちらか大きい金額に対して0.3%

非上場株式の課税標準としての評価方法：

以下の①から④のうち、いずれか最も高い額が評価額となる。

- ① 1株の額面
- ② 1株当たりの持分
- ③ 1株当たりの売価
- ④ 株価収益率法（PER法）による評価額

- 借入契約またはサービス契約

0.5%の従価型課税

借入(教育ローンを除く。教育ローン契約に係る印紙税は10リンギット)、サービス、リースに係る契約書に係る印紙税については、0.5%の従価型の課税形式となり、2009年1月1日から適用されている。

なお、2011年1月1日以降実行するサービス契約については、以下のとおり課税される。

| 全てのサービス契約(1段階)               |       | 印紙税     |
|------------------------------|-------|---------|
|                              |       | 0.1%    |
| 多段階のサービス契約<br>(a) 政府が関与しない契約 | 第1段階  | 0.1%    |
|                              | 以後の段階 | RM50を上限 |
| (b) 政府との契約                   | 第1段階  | 免税      |
|                              | 第2段階  | 0.1%    |
|                              | 以後の段階 | RM50を上限 |

- その他

税金ではないが、日本でいう固定資産税に類似するクイットレント(土地に関する固定資産税)及びアセスメント(建物に関する固定資産税)があり、不動産保有者が州政府等の地方行政当局より徴収される。

# 9 租税条約

## ● 租税条約とは

租税条約とは、二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を目的として締結されるものであり、国際標準となる「OECDモデル租税条約」を一般的にひな型として利用される。

二重課税の回避を目的として一般的には以下が規定されている。

- 事業所得が、支店等の活動により得た所得のみに課税することや、投資所得(配当、利子、使用料)の税率の上限を設定することなど、源泉地国(所得が生ずる国)の課税できる所得の範囲の確定
- 外国税額控除等の居住地国における二重課税の排除方法
- 税務当局間の相互協議(仲裁を含む)による条約に適合しない課税の解消

日本とマレーシアの間で締結された租税条約における主要な項目を列挙する。

## ● 恒久的施設の定義

- 事業を行う一定の場所であって、企業がその事業全部または一部を行っている場所
  - 管理所
  - 支店
  - 事務所
  - 工場
  - 作業場
  - 鉱山、油井、採石場その他天然資源を採取する場所
- 建築工事現場または建設または据付または組立の工事またはこれらの監督活動で6ヶ月を超える期間存続するもの
- 代理人
  - 常習代理人:
 

外国企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行う者(ただし、物品または商品の購入に限られる場合を除く)
  - 従属代理人:
 

外国企業に代って注文に応じるために、その物品または商品の在庫を保有する者

## ● 配当・利子・ロイヤルティ

マレーシアから支払われる配当については、源泉税は課せられていない。配当に関しては、『3-7 課税所得の計算 配当課税制度』を参照。利子及びロイヤルティに関しては、租税条約において10%の税率が規定されている。

2013年12月現在有効なマレーシアとの租税条約における源泉税率

| 国                     | 配当  | 利息 | ロイヤルティ | テクニカル・フィー |
|-----------------------|-----|----|--------|-----------|
| 1. Albania            | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 2. Australia          | NIL | 15 | 10     | NIL       |
| 3. Austria            | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 4. Bahrain            | NIL | 5  | 8      | 10        |
| 5. Bangladesh         | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 6. Belgium            | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 7. Bosnia Herzegovina | NIL | 10 | 8      | 10        |
| 8. Brunei             | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 9. Canada             | NIL | 15 | 10     | 10        |

Japanese Practice 44

| 国                        | 配当  | 利息 | ロイヤルティ | テクニカル・フィー |
|--------------------------|-----|----|--------|-----------|
| 10. Chile                | NIL | 15 | 10     | 5         |
| 11. China                | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 12. Croatia              | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 13. Czech Republic       | NIL | 12 | 10     | 10        |
| 14. Denmark              | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 15. Egypt                | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 16. Fiji                 | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 17. Finland              | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 18. France               | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 19. Germany              | NIL | 10 | 7      | 7         |
| 20. Hungary              | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 21. Hong Kong            | NIL | 10 | 8      | 5         |
| 22. India                | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 23. Indonesia            | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 24. Iran                 | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 25. Ireland              | NIL | 10 | 8      | 10        |
| 26. Italy                | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 27. Japan                | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 28. Jordan               | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 29. Kazakhstan           | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 30. Kyrgyz Republic      | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 31. Kuwait               | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 32. Laos                 | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 33. Lebanon              | NIL | 10 | 8      | 10        |
| 34. Luxembourg           | NIL | 10 | 8      | 8         |
| 35. Malta                | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 36. Mauritius            | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 37. Mongolia             | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 38. Morocco              | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 39. Myanmar              | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 40. Namibia              | NIL | 10 | 5      | 5         |
| 41. Netherlands          | NIL | 10 | 8      | 8         |
| 42. New Zealand          | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 43. Norway               | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 44. Pakistan             | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 45. Papua New Guinea     | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 46. Philippines          | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 47. Poland               | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 48. Qatar                | NIL | 5  | 8      | 8         |
| 49. Romania              | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 50. Russia               | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 51. San Marino           | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 52. Saudi Arabia         | NIL | 5  | 8      | 8         |
| 53. Seychelles           | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 54. Singapore            | NIL | 10 | 8      | 5         |
| 55. South Africa         | NIL | 10 | 5      | 5         |
| 56. South Korea          | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 57. Spain                | NIL | 10 | 7      | 5         |
| 58. Sri Lanka            | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 59. Sudan                | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 60. Sweden               | NIL | 10 | 8      | 8         |
| 61. Syria                | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 62. Switzerland          | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 63. Thailand             | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 64. Turkey               | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 65. Turkmenistan         | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 66. United Arab Emirates | NIL | 5  | 10     | 10        |
| 67. United Kingdom       | NIL | 10 | 8      | 8         |
| 68. Uzbekistan           | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 69. Venezuela            | NIL | 15 | 10     | 10        |
| 70. Vietnam              | NIL | 10 | 10     | 10        |
| 71. Zimbabwe             | NIL | 10 | 10     | 10        |

# 10 稅務調査

## 1) マレーシアの税務調査

法人については賦課年度2001から自主申告制度が導入された。2000年までは税務当局が賦課通知書(Form J)を発行するまで確定しなかった税額が、自主申告制度の導入により、申告書提出時に確定することになったが、定期的な税務調査が増加している。税務調査は所得の申告が税法に準拠してなされているか、所得控除項目は妥当か、税務上の優遇措置に基づく所得控除・税額控除・免税措置は適切に適用されているか、証憑及び帳票の保管状況は良好かの観点から実施されるとともに違法性の確認及び過少申告者の取締りも目的としている。

またIRBは、法人税調査については「Tax Audit Framework」を、移転価格調査については「Transfer Pricing Audit Framework」を2013年4月1日適用で発効している。

税務調査は「Tax Audit」と「Tax Investigation」がある。前者は定期的に会社に対して行われるもの、後者は明確な証拠に基づき租税回避行為等が疑われる場合のみ行われるものとして、区別されている。

### 2) Tax Audit

Tax AuditにはDesk AuditとField Auditがあり、Desk Auditの場合は納税者より必要な書類を取り寄せ、IRB内で行う。Field Auditの場合、納税者を訪問して調査を行う。調査開始前に事前に納税者に対して通知がある。

### 3) 対象賦課年度

法人税調査については、通常1年、最大で5年とされている。ただし、不正、租税回避等の行為があつた場合には5年を超えてなされる可能性がある。

移転価格調査については、通常3年から5年(最大で7年)とされている。

### 4) ペナルティー

法人所得税に係る過少申告があつた場合のペナルティーは次のとおり。「Tax Audit Framework」参照。

#### ① 自発的な申告(Tax Audit 通知受領前)

| 申告書提出期限から自己による修正申告が行われる期間 | ペナルティー率 |
|---------------------------|---------|
| 60日以内                     | 10%     |
| 60日超 6ヶ月以内                | 15.5%   |
| 6ヶ月超 1年以内                 | 20%     |
| 1年超 3年以内                  | 25%     |
| 3年超                       | 30%     |

#### ② 自発的な申告(Tax Audit 通知受領後、実際のTax Audit開始前)

35%

#### ③ Tax Audit中の発見

45%(過少申告の場合、税法上はペナルティーは追徴税額の100%だが、実務上税務当局長官の裁量による容認で45%となる)

#### ④ 再違反

45% + 再違反の都度10%加算(最大で100%まで)

移転価格調査にかかるペナルティーは次のとおり。「Transfer Pricing Audit Framework」参照。

| 状況   | 通常  | 移転価格調査の通知後、現地調査実施前の<br>自主的な開示 | 移転価格調査の通知前<br>の自主的な開示 |
|--|-----|-------------------------------|-----------------------|
| 租税回避行為あり   | 45% | 35%                           | 15%                   |
| 移転価格文書の未整備   | 35% | 30%                           | 15%                   |
| 移転価格ガイドラインに準拠していない<br>文書の整備                        | 25% | 20%                           | 20%                   |
| 移転価格ルールとガイドラインに従った<br>総合的に高品質の移転価格文書を取<br>引と同時期に整備 | 0%  | 0%                            | 0%                    |

##### 5) Tax Investigation

Tax Investigationは、納税義務者が故意に租税回避行為を行おうとしている、または税法等に規定される意図的租税回避行為を行ったことが明確な証拠に基づき疑われる場合にのみ実行される。調査について事前に通知はない。

「Tax Investigation Framework」に、税金の過少申告に対し課せられるペナルティーは、Tax Auditと比較して高率となっている。

# 11 税務行政関連

## 11-1 国税当局(IRB)への事前解釈申請

2007年1月1日より、IRBに対する事前の解釈申請手続きが新設された。解釈申請には所定フォームを用い、申請内容は仮定ではなく、事実に基づいていることが必要である。また、解釈を申請する際にはIRBに対する手数料の支払が必要となる。

## 11-2 不服申立制度の整備

1967年所得税法に基づく現行の不服申立制度では、国税当局から発行された賦課決定通知書で所得税の追加納税義務が発生する場合に対してのみ、不服申立の権限を納税者に与えられている。その結果、納税者に所得税の追加納税義務(税務上の損失の場合を含む)が発生しない場合、所得税特別委員会(the Special Commissioners of Income Tax;「国税不服審判所」に相当)に対して不服申立はできず、そのため、現時点で所得税の追加納税義務のない納税者は、課税支払が生ずる通知書を将来発行されてから不服申立が可能となる。

2009年予算案の改正により、所得税の債務のない納税者にも不服申立が可能となるようにするために、納税者に課税通知ではなく非課税通知(Notification of Non-Chargeability)によって、所得税特別委員会への不服申立ができることが提案された。通知受領後30日以内に、Form Qを使用することで不服申立を行うこととなる。2009年1月1日より適用。

## 11-3 税関が所轄する間接税に関する不服申立審査機関の設置

1967年関税法、1972年売上税法、1975年サービス税法及び1976年物品税法に関連する税関長官の決定に対する不服申立に関連し、下記の不服申立審査機関が新設されることになった。2007年3月1日より適用。

- 審査機関は少なくとも3人の委員から構成される。3人の委員のうち、委員長は司法当局から、他の委員は間接税などの税務に精通した分野から選出される。
- 税関長官の決定通知書の日から30日以内に不服申立期間への不服申立を提出。
- 納税者が不服申立機関の決定に不服である場合には、裁判所へ提訴することも認められる。

## 11-4 税関当局との事前確認

1967年関税法、1972年売上税法、1975年サービス税法及び1976年物品税法に関連する事象について、下記の事前確認制度が提案された。2007年1月1日より適用。

- 事前確認の対象は主として、物品の区分、課税対象サービスの内容、課税のベースとなる物品またはサービスの評価額に関する事項になる。
- 事前確認申請の際には証拠事実及び税関における手数料を添えて、所定の書式を用いて提出することが必要。
- 物品の輸入を実行する前またはサービスの提供を実施する前に税関当局への事前確認を申請することができる。
- 特定の事前確認事項は当該事前確認事項を申請した納税者にのみ有効となる。
- 事前確認された内容に記載誤りまたは法解釈の誤りまたは納税者側から提示された事象に後日変更があった場合または確認の根拠条文に変更が生じた場合には、税関長官は事前確認された事項の廃止または修正をことができる。

# 12 為替管理

## 12-1 非居住者に対する規制

### ● マレーシアへの投資

マレーシア非居住者がマレーシアへ投資することについての規制は無く、自由に投資資金を流出入することができる。

マレーシア非居住者は、いかなる形態のリンギット・アセットについて、直接またはポートフォリオ投資として自由に投資が可能である。

マレーシア非居住者は、マレーシアの投資から生じる投資回収にかかる収益、利益、配当及びいかなる収入を本国に送金可能である。ただし、本国への送金はリンギット以外の外貨でなされなければならない。

### ● マレーシア国内での融資

マレーシア非居住者は、認可オンショア銀行から外貨建ての借入を行うことが可能である。

マレーシア非居住者は、認可オンショア銀行及び他の居住法人からのリンギット建ての借入について、以下の目的で可能である。

認可オンショア銀行からは、実際の事業目的の借入、商品・サービスの取引決済目的の借入、マレーシア国内の居住用・商業用の不動産購入（土地のみの購入を除く）目的の借入

### ● 商品及びサービスの決済

マレーシア非居住者は、居住者との取引において、外貨またはリンギットでの決済が可能である。

### ● リンギットと外貨の交換

マレーシア非居住者は、リンギットと外貨の両替を認可オンショア銀行で自由に行うことが可能である。

### ● 外貨口座とリンギット口座

マレーシア非居住者は、認可オンショア銀行で外貨口座の開設が自由に可能であり、リンギット口座の開設も自由に可能である。口座にある外貨・リンギット資金は、外貨に両替後に海外に送金が可能である。

## 12-2 居住者に対する規制

### ● 外貨資産への投資

マレーシア居住者は、自己の外貨資金によって、外貨資産への投資を自由に行うことが可能である。

マレーシア居住者は、リンギット建ての借入金が無い場合、リンギットを外貨に両替して外貨資産への投資を自由に行うことが可能である。マレーシア居住者にリンギット建ての借入金がある場合、マレーシア国内のグループ法人と合計して暦年で5,000万リンギットを上限として、リンギットを外貨に両替して外貨資産への投資を自由に行うことが可能である。

### ● 外貨建ての借入金

マレーシア居住者は、認可オンショア銀行、居住／非居住の関連会社、居住／非居住の直接株主（10%以上保有）から外貨建ての借入を自由に行うことが可能である。関連会社以外の非居住法人（非居住銀行を含む）からは、総額で100万リンギットを限度に、外貨建ての借入を自由に行うことが可能である。

## ● リンギット建ての借入金

マレーシア居住者は、マレーシア非居住者である関連会社（銀行以外）及び直接株主（10%以上保有）から、マレーシアで実際に事業を行う目的で、リンギット建ての借入を自由に行うことが可能である。その他のマレーシア非居住者からは、総額で 100 万リンギットを限度に、リンギット建ての借入を自由に行うことが可能である。

## ● 商品及びサービスの決済

輸出売上があるマレーシア居住者は、他の居住者との商品及びサービスの取引において、外貨での決済が可能である。

## ● リンギットと外貨の交換

マレーシア居住者は、リンギットと外貨の両替を認可オンショア銀行で自由に行うことが可能である。

## ● 商品の輸出

商品の輸出にかかる全ての収益は、輸出日から 6 ヶ月以内に全額をマレーシアに送金されなければならない。6 ヶ月以内に送金が困難な場合には、事前にマレーシア中央銀行に申請が必要となる。

非居住者との商品の輸出取引については、外貨またはリンギットでの決済が可能である（リンギット決済を行う場合、非居住者がマレーシア国内の認可オンショア銀行に外部口座（External Account）を有することが必要）。

非居住者との商品の輸出取引にかかる債権とその他の取引にかかる債務を相殺して決済する場合には、事前にマレーシア中央銀行に申請が必要となる。

マレーシア居住者で、年間の輸出取引総額が 5,000 万リンギット以上となる輸出企業は、四半期ごとにマレーシア中央銀行へ報告書を提出する必要がある。

## ● 外貨口座

マレーシア居住者は、認可オンショア銀行及びオフショア銀行で外貨口座の開設が自由に可能である。

# 13 会計と監査

## 13-1 マレーシアの会計原則

マレーシアの会計原則は、従来閉鎖企業以外の会社に適用されるFinancial Reporting Standards(以下、FRS)及び閉鎖企業に適用されるPrivate Entity Reporting Standards(PERS)からなっており、FRSの内容はInternational Financial Reporting Standards(国際財務報告基準)とほとんど同じであった。

しかし、2011年11月19日に、マレーシア会計基準審議会(MASB)は、IFRSと同一の会計基準であるMalaysian Financial Reporting Standards(MFRS)を公表し、2012年1月1日以降開始事業年度より閉鎖企業以外の会社は、一部を除き、MFRSが適用されることとなった。MFRS141「農業」とIC Interpretation 15「不動産の建設に関する契約」の適用を受ける会社については、移行期間が設けられており2015年1月1日以降開始事業年度よりMFRSが全面適用となる。

一方、閉鎖企業は、実務への配慮から、MFRSまたはPERSのいずれを採用してもよいとされている。ただし、MFRSを採用した場合にはMFRSの全てを、PERSを採用した場合には、PERSの全てを採用しなければならない。なお、閉鎖企業とは以下の要件に該当する企業をいう。

- ・ 証券委員会またはマレーシア中央銀行により施行されるいかなる法律のもとで財務報告の提出が要求されない企業、かつ
- ・ 証券委員会またはマレーシア中央銀行により施行される法律のもとで財務報告の提出が要求される企業の子会社／関連会社／共同支配会社でないこと

PERSについては2004年の公表・適用以来、変更はなかったが、2014年2月14日に「Malaysian Private Entities Financial Reporting Standard(MPERS)」が公表されており、「不動産の建設に関する契約」及び「法人所得税」を除き、中小企業向け国際財務報告基準(IFRS for SMEs)とほぼ同様の内容となっている。当該MPERSについては2016年1月1日以降開始事業年度より適用される。

## 13-2 法定監査と監査基準

原則として全ての会社及び外国会社の支店は年次の会計監査を受けなければならない。したがって、日系企業の子会社や支店も会計監査を受ける必要がある。ただし、清算期間中の会社については、会計監査は免除されている。駐在員事務所は監査の対象ではない。

マレーシアの監査基準は国際監査基準と同等である。

# 14 会社法

## 14-1 会社の種類

マレーシアにおいては、下記の種類の会社が認められている。

- 株式有限責任会社
- 保証有限責任会社
- 無限責任会社
- 外国会社(支店)

また、株式有限責任会社は非公開会社(Sdn Bhd)と公開会社(Bhd)とに区分される。以下、日系企業の進出形態として最もよく活用されている株式有限責任会社のうち、非公開会社を前提として説明する。

非公開会社は下記のように定義される。

- ① 株式の譲渡制限 — 取締役の事前承認が必要
- ② 株主数50人以下
- ③ 株式及び社債の一般公募不可
- ④ 一般からの預金の受入不可

## 14-2 会社定款の内容

### ① 基本定款(Memorandum of Association)

| 法定記載事項           | 変更のための株主総会決議                 |
|------------------|------------------------------|
| a) 会社商号          | 特別決議                         |
| b) 会社の目的(事業内容)   | 特別決議                         |
| c) 授権資本の額、1株当り額面 | 普通決議(増資、株式併合、分割)<br>特別決議(減資) |
| d) 発起人の氏名・住所・職業  |                              |
| f) 有限責任条項        |                              |

### ② 通常定款(Articles of Association)

通常定款の標準フォームは会社法のスケジュール4、テーブルAに紹介されている。当該標準フォームの記載事項を列挙する。なお、通常定款を変更する場合には株主総会の特別決議が必要となる。

- a) 株式の発行、株式の種類
- b) 株式に係る会社の先取特権
- c) 資本金の払込
- d) 株式の譲渡
- e) 株式の相続
- f) 株式の取消
- g) 株式の発行
- h) 増資、減資、株式の併合・分割・取消

- i) 株主総会の招集
- j) 定時株主総会における定足数、議長、休会、議決権、決定票、投票の方法及び代理人
- k) 取締役の選任、退任、辞任、解任、報酬及び欠格事由
- l) 取締役の権限と責任
- m) 取締役会の定足数、投票、決議事項、議長、議事録及び予備取締役
- n) 業務報行取締役
- o) 会社秘書役
- p) 会社印
- q) 会計帳簿
- r) 配当金及び利益準備金
- s) 利益及び準備金の資本組入
- t) 株主への通知
- u) 会社の清算
- v) 取締役、秘書役、監査人の賠償責任

### 14-3 株式

#### (1) 株式の種類

- 普通株式
- 優先株式
- 償還権付優先株式

#### (2) 増資

- ① 取締役会の決議
  - ◆ 新株式の発行、割当
  - ◆ 臨時株主総会の招集
- ② 株主総会の普通決議
 

予め取締役会に新株発行の権限が与えられている場合には不要。
- ③ マレーシア企業委員会へ株式割り当て報告書(フォーム24)を提出。

#### (3) 減資の手続

- 臨時株主総会招集のための取締役会決議
- 株主総会による特別決議
- 裁判所への減資許可申請、許可後、マレーシア企業委員会へ許可書を提出
- マレーシア企業委員会へ特別決議報告書(フォーム11)を提出
- 新聞に公告

#### (4) 減資が認められる場合

- 払込の完了しない株式が存する場合
- 固定資産あるいは投資の価値が下落し、資本の一部が実体のある資産により確保され得ない場合
- 会社が事業損失を計上しており、この損失を填補するために減資を実行して、より健全な財政状態とする場合
- 事業の縮小等によって不要となった会社財産を株主に返還する場合

## 14-4 株主総会

### (1) 招集権者

- a) 取締役会
- b) 取締役及び会社秘書役
- c) 発行済株式の 10%以上を保有する2人以上の株主
- d) 発行済株式の 10%以上を保有する株主  
(要求を受領後21日以内に総会を招集し、2ヶ月以内に行わなければならない)
- e) 裁判所命令による招集

### (2) 定足数

2人以上、または、定款に定める員数

### (3) 議長

通常は定款で取締役会の議長が兼務することを定める。その定めが定款に無いときは総会で選任される。

### (4) 委任状

- 特定委任状 (Special Proxy)  
指定された総会に限り有効とする委任状
- 一般委任状 (General Proxy)  
複数の総会において有効とする委任状

### (5) 決議

#### ① 普通決議

会社法あるいは定款で特別決議が必要とされる場合以外の決議であり、出席株主の議決権の過半数をもって決する。  
14日前に招集通知を送付する。

ただし、以下の場合には4分の3以上の議決を要する。

- ◆ 70才以上の取締役の選任(公開会社)
- ◆ 会計監査人の解任に伴う新監査人の選任  
また、下記の事項を決議する場合には、株主に対して総会開催の日から28日前の通知が要件となるので留意が必要である。
- ◆ 会計監査人の解任
- ◆ 取締役の任期中の解任
- ◆ 取締役の解任による欠員を補充するための新取締役の選任

#### ② 特別決議

下記の事項の決議については、出席株主の4分の3以上をもって特別決議を要する。特別決議を要する場合には、株主総会開催日の21日前に招集通知を送付することが必要である。ただし、95%以上の議決権を有する株主の同意により招集通知の送付日から開催日までの期間を短縮することも認められる。招集通知には、議案の要領を記載することが求められ、かつ、全ての特別決議はマレーシア企業委員会への提出が必要となるので留意を要する。

- a) 非公開会社における株式譲渡制限あるいは、株主数の上限の変更
- b) 会社商号の変更
- c) 非公開会社から公開会社あるいは、その逆の変更登記
- d) 会社の事業内容の変更
- e) 会社の通常定款の変更
- f) 留保資本の設定(払込未催告の株金のうち、会社の清算目的以外の場合に催告しないもの)
- g) 減資
- h) 取締役の権限の第三者への委譲
- i) 検査役の選任(裁判所命令による会社清算の場合)
- j) 裁判所命令による会社の清算
- k) 株主による任意清算
- l) 任意清算における、清算人の権限の行使
- m) 清算人による会社財産の処分、債務の弁済
- n) 清算時の会社と債権者間の合意

## 14-5 取締役

### (1) 定義

最低限必要とされる要件は、下記のとおりである。

- ① 自然人であり
- ② 成年(18才以上)に達しており
- ③ 精神状態が健全である者

会社は最低2人以上の居住取締役(マレーシア国内に住所を有する者)を登記しなければならない。マレーシア入国管理局から交付された就労許可証を有する外国人もここに言う“居住”を満たす。

### (2) 欠格事由

以下の事項に該当する者は、取締役に就任することができない。

- ① 会社の設立、登記、運営において違法行為を行った者
- ② 裁判所の命令により欠格とされた者
- ③ 不正行為あるいは詐欺等の違法行為により、3ヶ月以上の禁固刑に処せられた者
- ④ 取締役としての義務を忠実かつ誠実に果たしていないと判断された者
- ⑤ 取締役としての地位等により得た情報を不正に利用して、自己または他者に直接的・間接的な利益を与え、あるいは会社に損害を与えた者
- ⑥ 自己の会社における地位により得た株価に影響すべき情報を、不正に利用して証券取引を行った者
- ⑦ 清算等の開始直前の2年間に適正な会計帳簿の作成を怠ったと認められた者
- ⑧ 未復権破産者
- ⑨ 70才以上の取締役(公開会社)
- ⑩ 6ヶ月以上取締役会に出席しない者(定款に定める場合)
- ⑪ 取締役に株式の保有を条件とする場合で、選任後2ヶ月以内に適格とならなかった者
- ⑫ 当該会社の会計監査人

上記①～⑦の者は、その事実が認められてから、または、禁固終了後5年間は取締役の欠格者となる。

## (3) 選任

株主総会または取締役会(定款の定めによる)の普通決議により選任される。

## (4) 退任

会社法には、取締役の任期に関する定めはないが、通常定款にローテーションによる取締役の退任を定める。

- 最初の定時株主総会において、全取締役が退任する。
- その後の、定時株主総会においては、取締役の3分の1が(四捨五入)が退任する。
- 通常は退任取締役がそのまま再任される権利を持つ。

## (5) 辞任

取締役が辞任書を提出し、取締役会で確認され、辞任となる。ただし、会社の居住取締役が2人のみである場合、一方の取締役が辞任を申し出ても、後任の居住取締役が選任されるまでは当該辞任は有効とはならない。

## (6) 解任

株主が取締役の解任及び後任の取締役に係る特別通知を会社に送付し、会社は当該取締役に解任通知があつたことを知らせる。当該取締役はこれに対する反論を文書で行う。

権利を有する。最終的には株主総会において解任の決議がなされる。解任決議は定款において特別決議と規定することが認められる。

## (7) 義務・責任

- 誠実な受託者としての義務
- 善良なる管理者としての注意義務
- 法定の義務

## (8) 取締役会の権限

取締役会の権限は、通常定款に定める。会社法により株主総会の決議事項とされる事項以外のことを、取締役会に一任することが可能であり、逆に制限することも認められる。

## (9) 利益相反取引の制限規定

- 取締役に対する金銭の貸付の禁止
- 取締役の利害関係者に対する金銭の貸付の禁止
- 取締役及び取締役の利害関係者との重要な資産の取引の制限
- 取締役または株主が関与する取引の禁止

利害関係者の範囲

家族：

配偶者、両親、実子、子及びその配偶者、養子、兄弟・姉妹及びその配偶者、継子

関係する法人：

公式・非公式に当該取締役の指示を受ける法人、その法人の取締役が公式・非公式に当該取締役の指示を受ける場合、当該取締役または(及び)関係する個人が15%以上の議決権を保有する法人、当該取締役が支配権を有する法人

当該取締役または、関係する個人が受益者である信託契約の受託者

当該取締役または、関係する個人の共同事業者(パートナー)

## 14-6 会社秘書役

既述のとおり、会社は1人以上の会社秘書役を任命する必要がある。会社秘書役はマレーシアに居住する自然人であり、会社秘書役の協会の会員であることが求められる。

## 14-7 会計監査人

既述のとおり、会社は規模の大小を問わず、マレーシアで監査業務の遂行を認められた者を会計監査人として任命する必要がある。会計監査人はマレーシア会計士協会(MIA)の会員であることが求められる。

## 14-8 会社の決算と配当

### (1) 会社の決算

取締役は会計帳簿を維持し、会社の真実かつ公正な財政状態と損益の状況を表す貸借対照表及び損益計算書その他の付属書類を作成する義務がある。決算日から6ヶ月以内に定時株主総会において決議されることが求められる。

### (2) 配当可能利益

マレーシアの会社法においては「配当は利益を原資とする」旨の規定があるものの、配当可能利益につき明確な定義は規定されていない。

### (3) 中間配当

配当原資の存在を取締役が確認し、取締役会決議をもって実行される。

## 14-9 会社の清算

### (1) 登記抹消

下記の状況に該当する場合に適用される。

- 会社設立後、事業が開始されない状況
- 会社の事業が終了し、資産または負債も残されていない状況

### (2) 株主による任意清算

取締役が、清算手続開始後12ヶ月以内に、全ての対外債務の弁済が可能と信じる状況で適用される。手続き概要は下記のとおりである。

- 取締役会は、“清算手続開始後12ヶ月以内に对外債務の返済が可能であること”を確認
- 弁済可能の宣言(フォーム60)に過半数の取締役が署名(Declaration of Solvency)
- 臨時株主総会において清算の特別決議及び清算人の選任
- 株主総会特別決議報告書(フォーム11)をマレーシア企業委員会へ提出
- 新聞公告
- 債権者に対し30日以内に債権の申立てを行う事を新聞に公告
- 最終の税務クリアランスを税務当局より入手
- 残余財産の分配
- 最終の株主総会を招集、開催し、最終の決算書承認及び帳簿の処分の承認を決議
- 清算人最終報告書(フォーム69)、会計記録処分の議事録(フォーム11)及び清算状況報告書(フォーム75)をマレーシア企業委員会へ提出

## (3) 債権者による任意清算

会社に債務弁済能力がない状況での清算方法である。

- 取締会による株主総会と債権者会議の招集及び決議
- 取締役による会社継続不能の宣言(フォーム65A)
- 債権者会議の招集通知を全債権者に送付するとともに新聞に公告。同時に臨時株主総会の招集
- 債権者会議において、取締役による状況説明、清算人の選任、調査委員会の選出を実施。清算人は選任通知及び会社の状況(フォーム73)をマレーシア企業委員会へ提出
- 臨時株主総会において清算の特別決議(フォーム11)を行い、マレーシア企業委員会へ提出
- 新聞公告
- 債権者に対し30日以内に債権の申立を行う事を新聞に公告
- 最終の税務クリアランスを税務当局から入手
- 残余財産の分配
- 最終の株主総会を招集、開催し、最終の決算書承認及び帳簿の処分の承認を決議
- 清算人最終報告書(フォーム69)、会計記録処分の議事録(フォーム11)及び清算状況報告書(フォーム75)をマレーシア企業委員会へ提出

## 連絡先

### 【マレーシア】

#### KPMGマレーシア事務所

Level 10, KPMG Tower 8, First Avenue  
Bandar Utama 47800 Petaling Jaya  
Selangor, Malaysia  
**T:** +60-3-7721-3388  
**F:** +60-3-7721-3399

松木 豊 (まつき ゆたか)

**T:** +60-3-7721-3388

**Email:** [yutakamatsuki@kpmg.com.my](mailto:yutakamatsuki@kpmg.com.my)

松元 勝彦 (まつもと かつひこ)

**T:** +60-3-7721-3504

**Email:** [kmatsumoto2@kpmg.com.my](mailto:kmatsumoto2@kpmg.com.my)

### 【日本】

#### 有限責任 あずさ監査法人

ASEAN事業室

**Email:** [ASEAN@jp.kpmg.com](mailto:ASEAN@jp.kpmg.com)

# KPMG values

We lead by example

We work together

We respect the individual

We seek the facts and provide insight

We are open and honest in our communication

We are committed to our communities

Above all, we act with integrity

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に  
対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、  
情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動  
を取られる場合は、ここにある情報をのみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調  
査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG, a partnership established under the Malaysian law and a member firm of the KPMG  
network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG  
International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.